

桐生市地域防災計画 (修正案)

震 災 対 策 編

桐 生 市 防 災 会 議

令 和 年 月

目次

総則	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 防災の基本理念	総-2
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総-3
第4節 本県の地震環境	総-7
第5節 被害の想定	総-16
【震災対策編】	
第1部 災害予防	予-1
第1章 地震に強いまちづくり	予-1
第1節 市域の保全	予-2
第2節 地震に強いまちづくりの推進	予-3
第3節 建築物の安全化	予-4
第4節 ライフライン施設等の機能の確保	予-6
第5節 液状化対策	予-7
第6節 危険物施設等の安全確保	予-7
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	予-8
第1節 緊急地震速報と地震情報	予-9
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	予-12
第3節 通信手段の確保	予-13
第4節 職員の応急活動体制の整備	予-14
第5節 防災関係機関の連携体制の整備	予-15
第6節 防災中枢機能等の確保	予-17
第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備	予-19
第8節 消火活動体制の整備	予-21
第9節 緊急輸送活動体制の整備	予-23
第10節 避難の受入体制の整備	予-25
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	予-30
第12節 広報・広聴体制の整備	予-31
第13節 二次災害の予防	予-33
第14節 複合災害対策	予-34
第15節 防災訓練の実施	予-35
第3章 市民等の防災活動の促進	予-37
第1節 災害被害を軽減する市民運動の展開	予-37
第2節 防災思想の普及	予-39
第3節 市民の防災活動の環境整備	予-42
第4章 要配慮者対策	予-45
第1節 要配慮者対策	予-45
第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策	予-51
第5章 その他の災害予防	予-52
第1節 地震防災緊急事業の推進	予-52
第2節 孤立化集落対策	予-53
第3節 帰宅困難者対策	予-55
第4節 災害廃棄物対策	予-57
第5節 リ災証明書の発行体制の整備	予-57
第6節 文化財の災害予防	予-58

第2部 災害応急対策	応-1
第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	応-1
第1節 地震情報の収集・連絡	応-2
第2節 災害情報の収集・連絡	応-5
第3節 通信手段の確保	応-8
第2章 活動体制の確立	応-10
第1節 地震発生初期の対応	応-10
第2節 災害対策本部の設置	応-11
第3節 災害対策本部の組織	応-13
第4節 災害警戒本部等の設置	応-23
第5節 職員の非常参集	応-24
第6節 広域応援の要請等	応-25
第7節 消防広域応援の要請	応-28
第8節 防災航空センターへの応援要請	応-32
第9節 広域航空消防応援の派遣要請	応-33
第10節 自衛隊への災害派遣要請	応-35
第3章 救助・救急、医療及び消火活動	応-40
第1節 救助・救急活動	応-40
第2節 医療活動	応-42
第3節 消火活動	応-45
第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	応-47
第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	応-47
第2節 交通の確保	応-48
第3節 緊急輸送	応-51
第5章 避難の受入活動	応-53
第1節 避難誘導	応-53
第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	応-57
第3節 応急仮設住宅等の提供	応-61
第4節 広域一時滞在	応-63
第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ	応-64
第6節 帰宅困難者の支援	応-66
第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	応-67
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	応-67
第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	応-71
第1節 保健衛生活動	応-71
第2節 防疫活動	応-73
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	応-75
第8章 被災者等への的確な情報伝達活動	応-77
第1節 広報・広聴活動	応-77
第9章 社会秩序の維持に関する活動	応-79
第1節 社会秩序の維持	応-79
第10章 施設、設備の応急復旧活動	応-80
第1節 施設、設備の応急復旧	応-80
第2節 公共土木施設の応急復旧	応-81
第3節 電力施設の応急復旧	応-82
第4節 ガス施設の応急復旧	応-83
第5節 上下水道施設の応急復旧	応-84
第6節 電気通信設備の応急復旧	応-85
第11章 二次災害の防止活動	応-86

第1節	二次災害の防止	応-86
第12章	自発的支援の受入れ	応-88
第1節	ボランティアの受入れ	応-88
第2節	義援物資・義援金の受入れ	応-90
第13章	要配慮者対策	応-92
第1節	要配慮者の災害応急対策	応-92
第14章	その他の災害応急対策	応-95
第1節	学校の災害応急対策	応-95
第2節	学用品等の支給	応-97
第3節	文化財の災害応急対策	応-99
第4節	災害救助法の適用	応-100
第5節	動物愛護	応-102
第3部	災害復旧・復興	復-1
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	復-1
第2節	原状復旧	復-2
第3節	計画的復興の推進	復-4
第4節	被災者等の生活再建の支援	復-5
第5節	被災中小企業等の復興の支援	復-8
第6節	公共施設の復旧	復-10
第7節	激甚災害法の適用	復-11
第8節	復旧資金の確保	復-14

総 則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模な地震に対処するため被害の軽減と応急対策及び復旧対策について総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

市域に係る防災に関し、地震は一般に予知することが困難であり、その被害は突発性、広域性、火災等二次災害の発生といった特徴がある。

このような地震災害の特徴と社会的影響の大きさに鑑み、この計画を「震災対策編」としてほかの事項と分けて策定する。

この計画は、市の防災業務の実施すべき事項及び実施責任を明確にし、あわせて、関係機関との緊密な連絡調整を図るための大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき、処理すべき防災業務について必要な事項を要領等で定め、震災対策の万全かつ円滑な推進に努めるものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関*及び指定地方公共機関**等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動を始めとする、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所での避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

※総則第3節5「指定公共機関及び指定地方公共機関」を参照

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進すること。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ること。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分すること。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及びその他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)について、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応すること。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階においては、発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ることを基本理念とする。

4 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

男女におけるニーズの違いに十分配慮した防災対策を構築するため、様々な場面で女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図ることを基本理念とする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 市の責務

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として、大規模地震災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関等の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 桐生市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	市防災会議に関すること。
16	市内の防災関係機関及び県内の防災関係機関、自衛隊等との災害対策の総合調整に関すること。

3 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐 生 警 察 署	1 人命救助及び避難誘導に関すること。 2 警察通信を用いた災害情報の収集、伝達に関すること。 3 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 4 災害時における治安対策に関すること。 5 災害危険箇所における警戒に関すること。
桐生行政県税事務所	1 災害による被害情報の収集と報告等に関すること。 2 市における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。
桐生保健福祉事務所	1 災害時における医療、助産に関すること。 2 災害時における飲料水の対策に関すること。 3 災害時における防疫、清掃に関すること。 4 その他保健衛生関係の災害対策に関すること。
桐生土木事務所	1 土木関係事務全般の災害対策に関すること。
桐生森林事務所	1 林業関連事業の災害対策に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (群馬県拠点)	1 災害時における主要食料等の需給対策に関する事。
関東森林管理局 (群馬森林管理署)	1 森林治水による災害予防に関する事。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理に関する事。 3 災害対策に必要な木材(国有林)の払下げに関する事。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 市及び県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
国土交通省関東地方整備局 (渡良瀬川河川事務所 桐生出張所) (高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所)	管轄する河川・道路について工事及び管理のほか、次の事項に関する事。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧 (1) 災害復旧工事の施行 (2) 再度災害防止工事の施行
群馬労働局 (桐生公共職業安定所)	1 災害救助に関わる労務者の確保対策に関する事。 2 被災者の就職あつせん等に関する事。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 桐 生 支 店	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東日本電信電話株式会社 群 馬 支 店	1 電信及び電話施設の保全に関する事。 2 災害非常電話の取扱い、気象警報の伝達に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 太 田 支 社	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。
日本郵便株式会社 桐 生 郵 便 局 日本郵便株式会社 大 間 々 郵 便 局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における郵便はがきの無償交付、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関する事。
上野土地改良区 岡登堰土地改良区 待矢場両堰土地改良区 大間々用水土地改良区 早川土地改良区 群馬用水土地改良区	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。
都市ガス事業者 (桐生瓦斯株式会社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
地方鉄道業者 (東武鉄道株式会社) (上毛電気鉄道株式会社) (わたらせ渓谷鐵道株式会社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県トラック協会 (桐生支部)	1 貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報 道 機 関 (株 式 会 社 F M 桐 生)	1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 社会事業団体等による義援金品の募集配分への協力に関する事。
新田みどり農業協同組合	1 被害調査と応急対策に関する事。 2 被災者への融資のあっせん、資金導入計画に関する事。
桐生広域森林組合 わたらせ森林組合	1 森林治水による災害予防に関する事。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備と管理に関する事。
桐生市医師会	1 災害時における医療、助産、救護に関する事。
各 病 院 経 営 者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関する事。 2 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 3 災害時における負傷者の収容保護に関する事。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関する事。 2 災害時の収容者の収容保護に関する事。
社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。 2 義援金品の募集、配分に関する事。 3 災害時ボランティアセンターの設置及び運営に関する事。
桐生商工会議所 桐生市新里商工会 桐生市黒保根商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事。
金 融 機 関	1 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関する事。
学 校 法 人	1 避難施設の整備と訓練に関する事。 2 被災時における教育対策に関する事。 3 被災施設の災害復旧に関する事。
燃 料 取 扱 機 関	1 石油類、プロパンガス等の防災管理に関する事。 2 災害時における燃料供給に関する事。
自治会、自主防災会等	1 市が行う災害救助等についての協力に関する事。 2 義援金品の募集の協力に関する事。 3 自主防災組織の育成に関する事。

第4節 本県の地震環境

地震防災対策を講じるうえで、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本県の地震環境を以下に記す。

1 過去の被害地震

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正5)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	5：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人 家屋全壊166戸 半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所 ・前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震※2 (三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	桐生市内 負傷(軽傷)者1名、 住家半壊2棟 住家一部破損3,168棟 ブロック塀の破損37件 自主避難による避難者8名 自主避難による 避難所開設2か所 桐生市災害対策本部設置

<p>2018. 6. 17 (平成30)</p>	<p>群馬県南部の地震 (群馬県南部)</p>	<p>4. 6</p>	<p>5弱：渋川市 4：沼田市西倉内町・ 東吾妻町本宿・ 前橋市昭和町・ 前橋市堀越町・ 前橋市粕川町・ 前橋市富士見 町・桐生市黒保 根町、桐生市新 里町、伊勢崎市 西久保町・渋川 市石原・渋川市 北橋町・渋川市 吹屋・吉岡町下 野田</p>	<p>住家一部破損 4 棟</p>
-------------------------------	-----------------------------	-------------	--	-------------------

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※2 気象庁が命名した地震。

本表のとおり、近年において本県を震源とする被害地震は少ない。

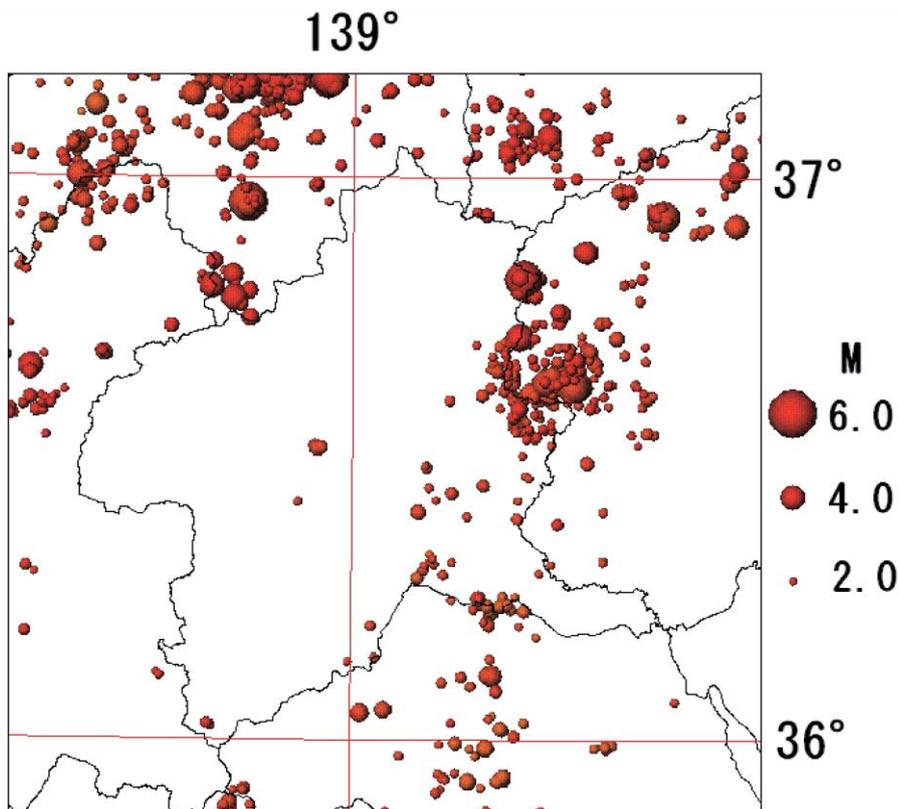
本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことから、この断層帯の固有地震ではないと考えられている。

また、『類聚国史』(892年に菅原道真によってせん修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

2 地震活動の状況

群馬県は、南部に深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、東部に大久保断層、太田断層、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。



(マグニチュード2以上： 1997年10月～2007年7月：深さ30km以浅)

群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動
(地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009) 日本の地震活動 第2版)

3 地質構造と本県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑なしゅう曲を繰り返している。

この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子(構造)線^{*}と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

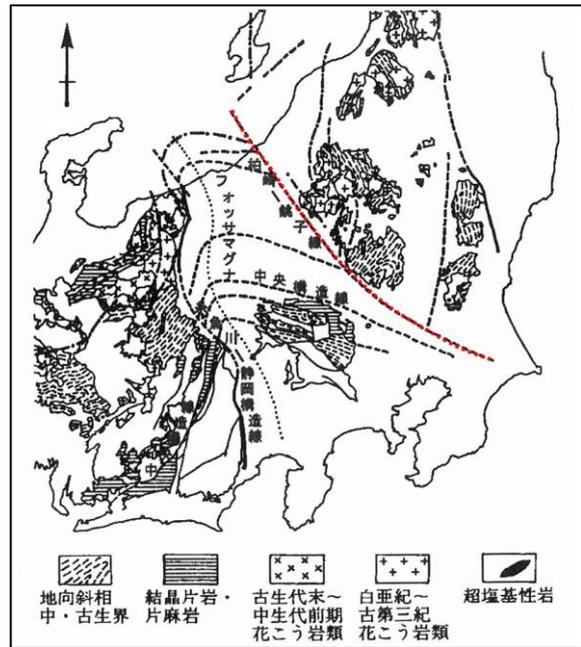
また、現在、群馬県内で確認されている平井断層を始めとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の間に位置しており、その走向はおおむね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。

同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性は否定できない。

※ 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図
(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図
(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

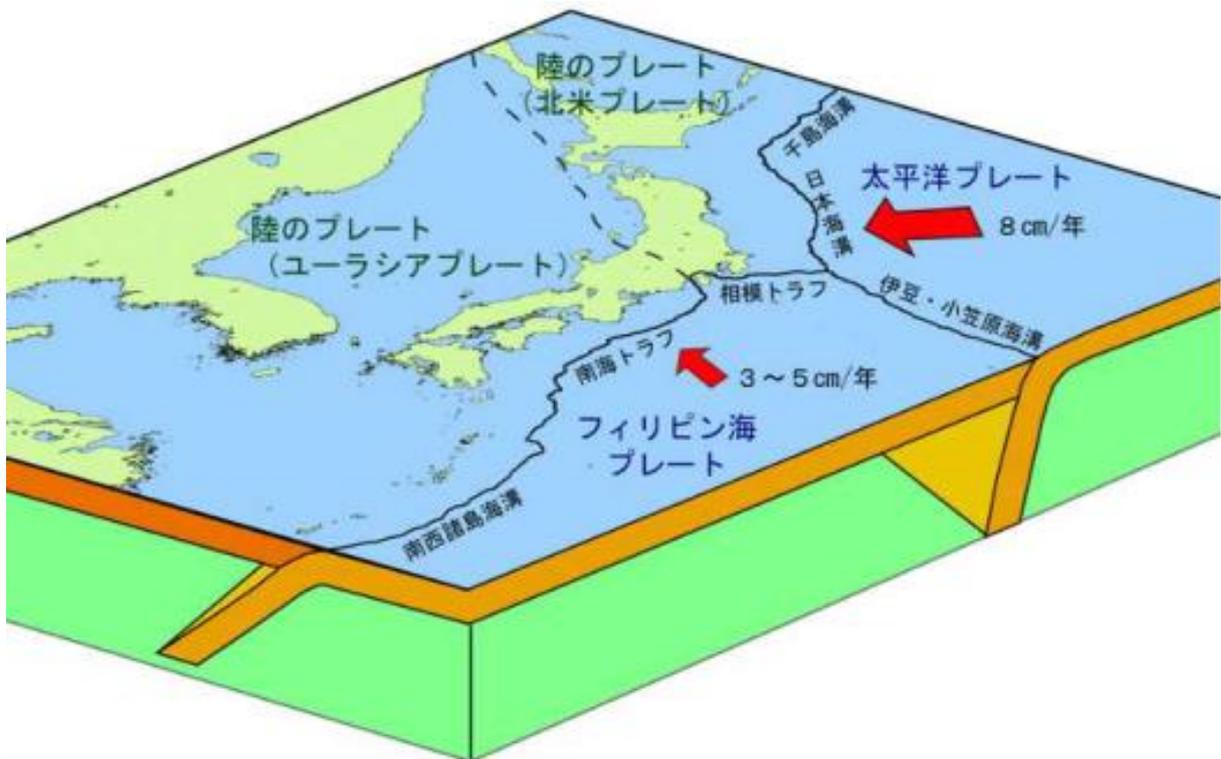
4 プレート運動と本県の地震との関係

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(ユーラシアプレートと北北アメリカプレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。

本県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から250～350kmの地点に位置しており、本県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、更にその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。また、本県直下のフィリピン海プレート上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100～140kmとされている。

プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東地震(1923年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6.7)が典型例である。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。



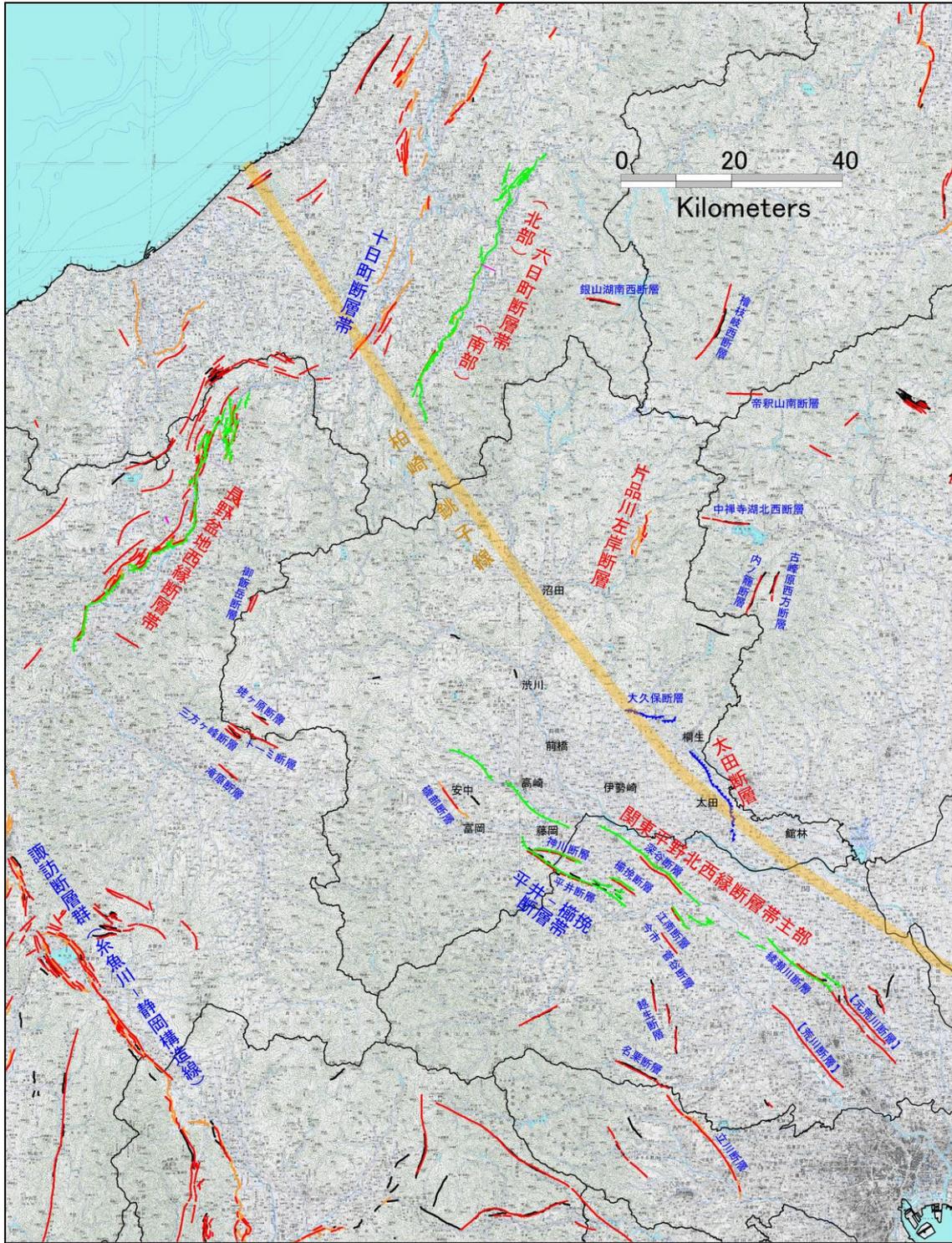
5 本県及びその周辺に分布する活断層

文部科学省の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要断層帯として現在114の活断層を選定し、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。このうち、本県においては、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、片品川左岸断層、大久保断層及び太田断層の4つが選定されている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約18kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。

本県及びその周辺の活断層分布については、総-13ページ以降の図及び表のとおり。



本県及びその周辺の活断層分布図
(群馬県地震被害想定調査, 2012)

凡例		
線種	断層名	出典
—	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
—	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
—	(推定活断層)	
—	関東平野北西線断層帯主部 (平井-櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
—	長野盆地西線断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
—	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
—	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
—	太田断層	熊原・近藤 (2009)
—	(柏崎-鎌子線)	

本県に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ※1	平均変位速度 ※2	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約69km	20-25km	7.9程度	0.2-0.5m / 千年程度	5m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
片品川左岸断層	約13km	不明	6.7程度	0.2m / 千年程度 (上下)	1m程度 (全体)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
太田断層	約18km	不明	6.9程度	不明	2km程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
大久保断層	約9km	不明	7.0程度	0.4 / 千年程度 (上下)	2km程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
姥ヶ原断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

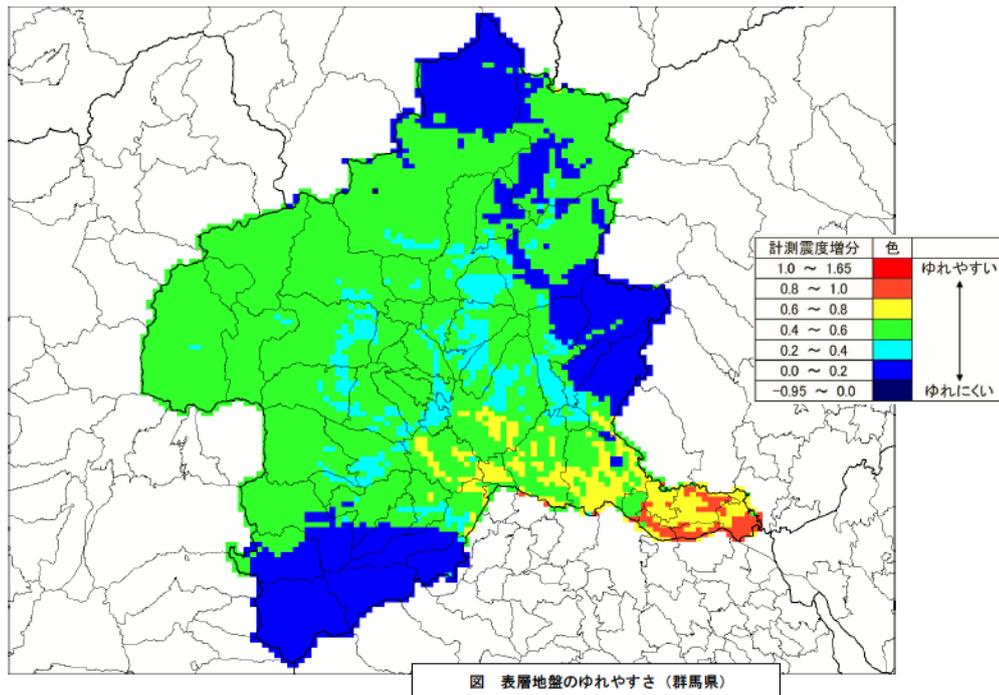
※1 地震規模(M)：断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度：1,000年当たりの断層のズレの長さ

6 表層地盤の揺れやすさ

地震による地表での揺れの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。平成17年10月に中央防災会議では、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を作成している。

群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、次図のとおり。



このマップからは、邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、揺れが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特に揺れやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震に対する備えの参考にすることができる。

第5節 被害の想定

平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査（阪神・淡路大震災後の平成7～9年度に地震被害想定調査）の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しを始め、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件の下で、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

以下にその概要を示す。

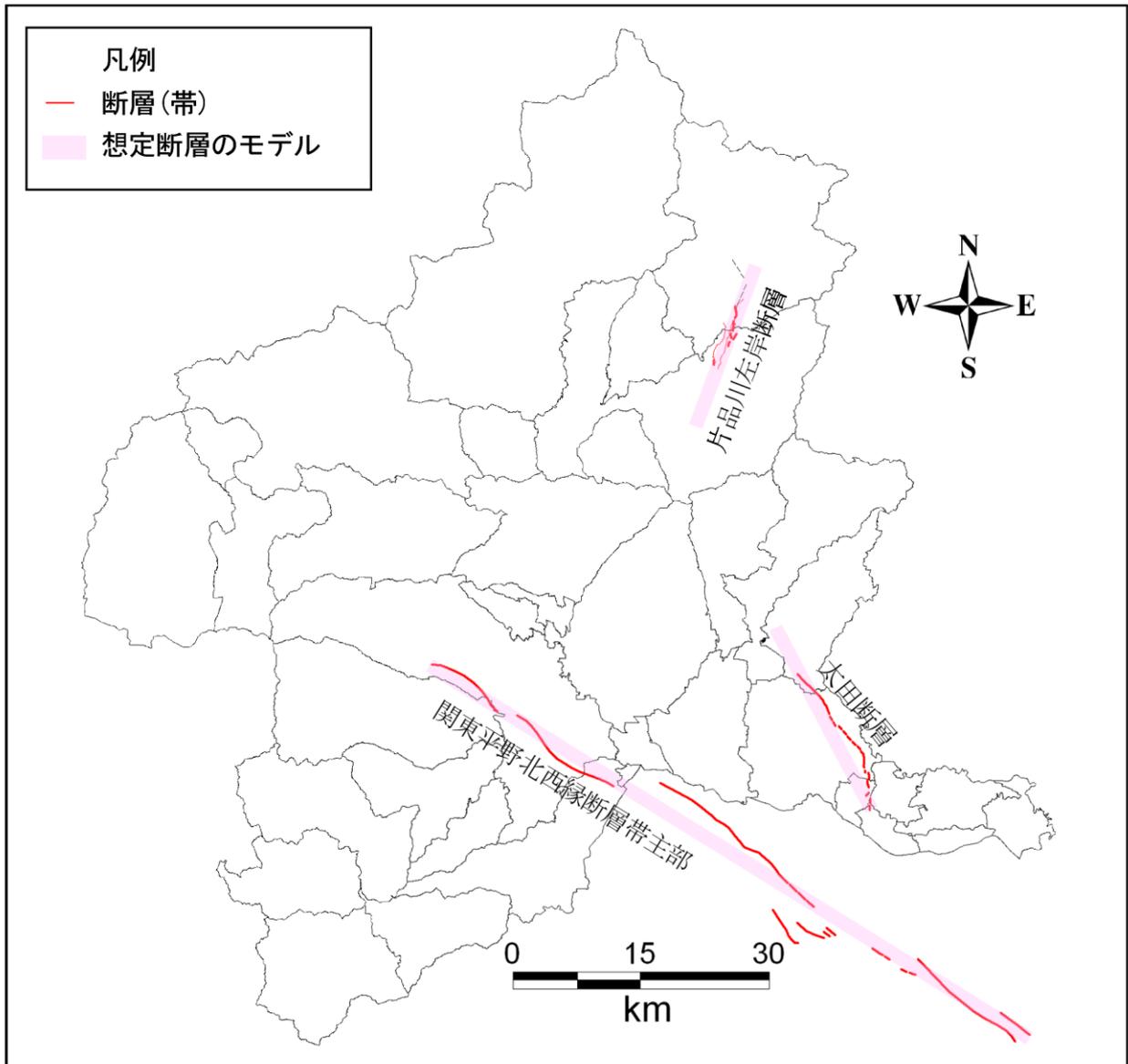
1 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層(帯)とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010)。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模(M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図



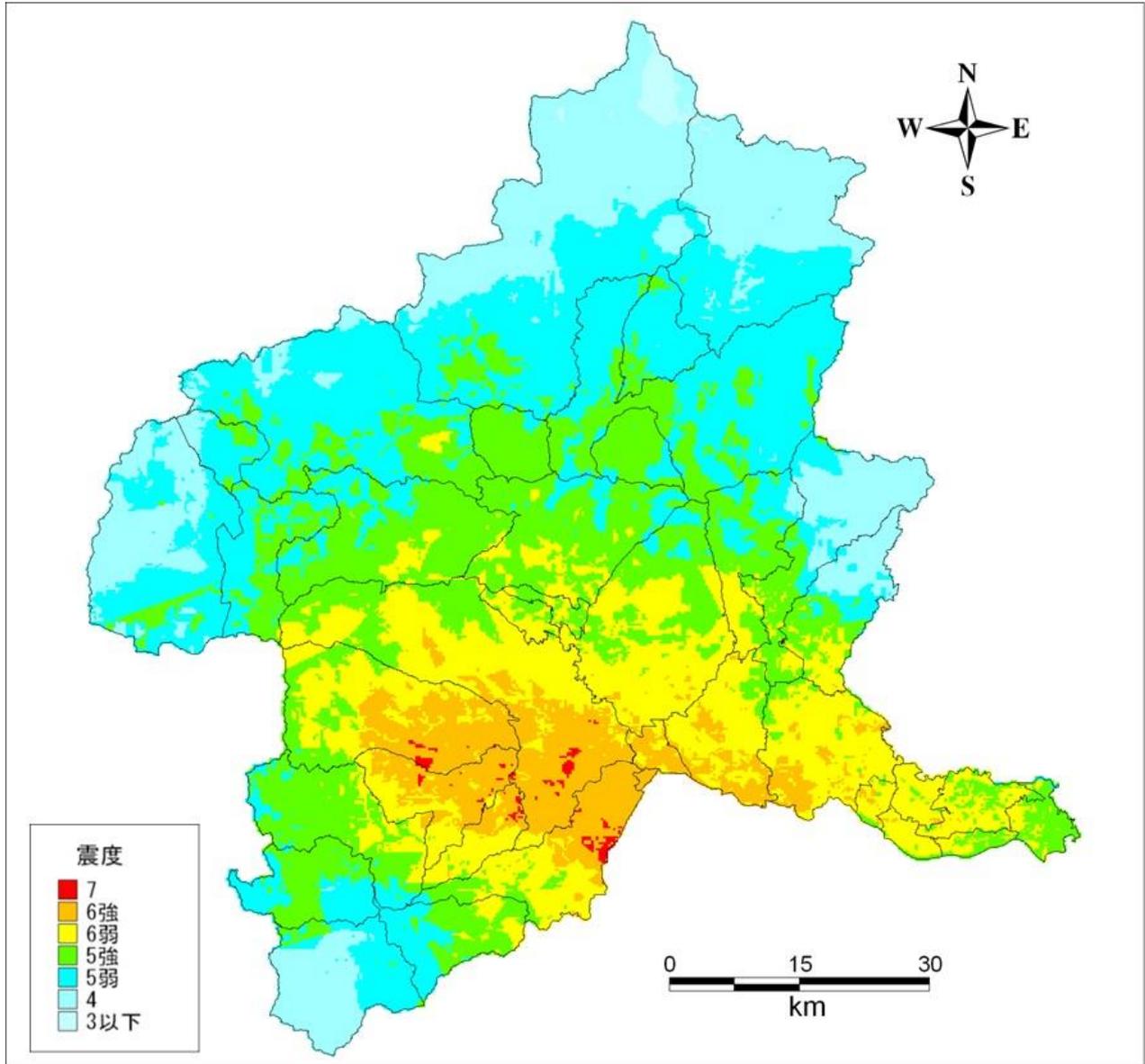
2 被害の想定

3つの想定地震による被害予測結果は、次のとおりである。この被害予測は、最新の知見を下に、可能な範囲で収集したデータをもとに揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。

(1) 震度の予測結果

各種被害予測を行った3つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。

関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)



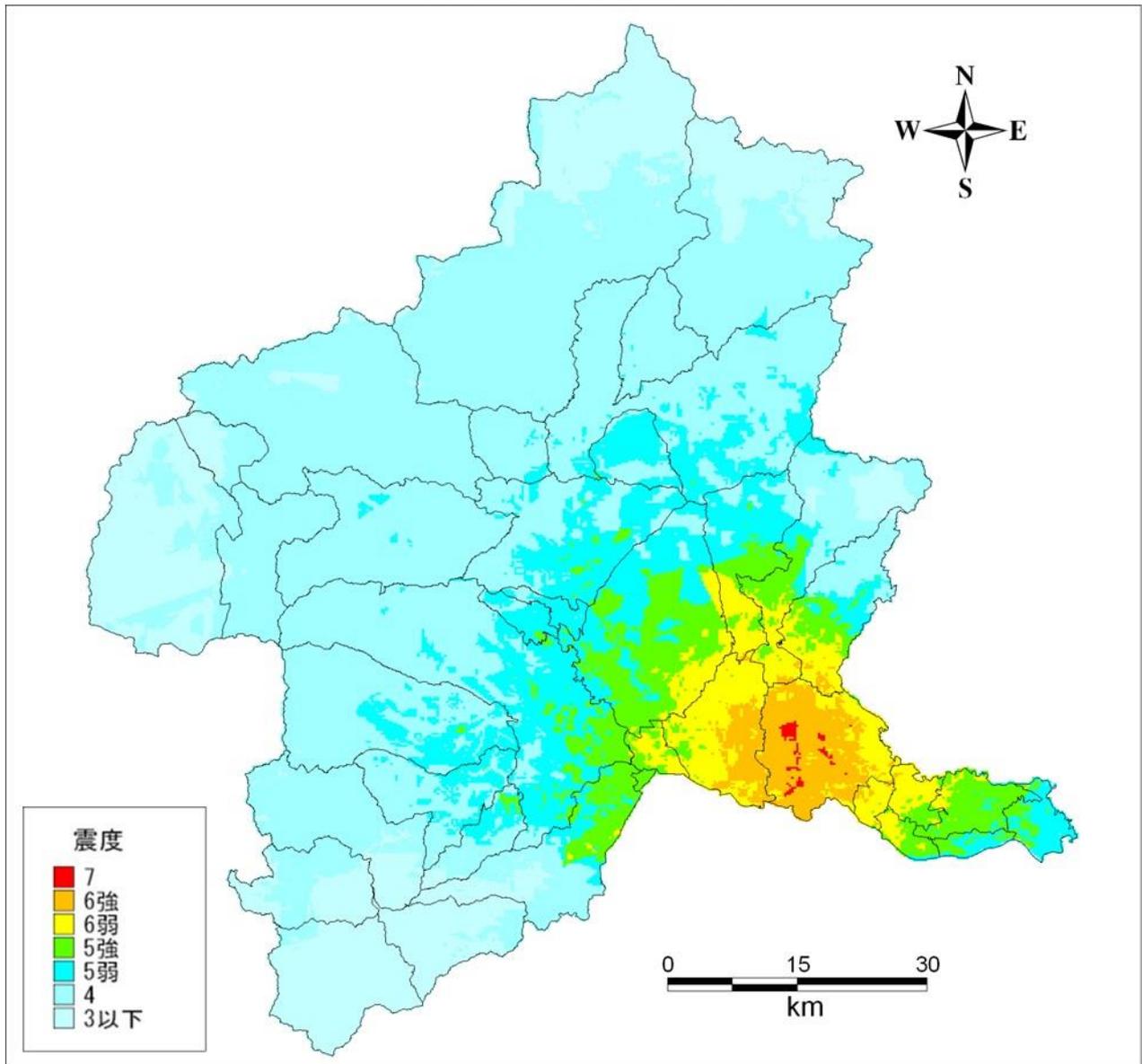
市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
藤岡市	7	6強	6弱
高崎市	7	6強	6弱
安中市	7	6強	6弱
富岡市	7	6強	6弱
甘楽町	7	6強	6弱
伊勢崎市		6強	6弱
太田市		6強	6弱
玉村町		6強	6弱
前橋市		6強	6弱
大泉町		6強	6弱
下仁田町		6強	6弱
千代田町		6強	6弱
館林市		6強	6弱

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
邑楽町		6強	6弱
桐生市		6強	6弱
渋川市		6強	6弱
東吾妻町		6強	6弱
榛東村		6強	6弱
神流町		6強	6弱
みどり市		6強	6弱
板倉町		6強	6弱
明和町		6強	6弱
吉岡町		6強	6弱
中之条町		6強	6弱
長野原町		6強	6弱

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

太田断層による地震 (M7.1)



市町村別の震度(6弱以上)状況

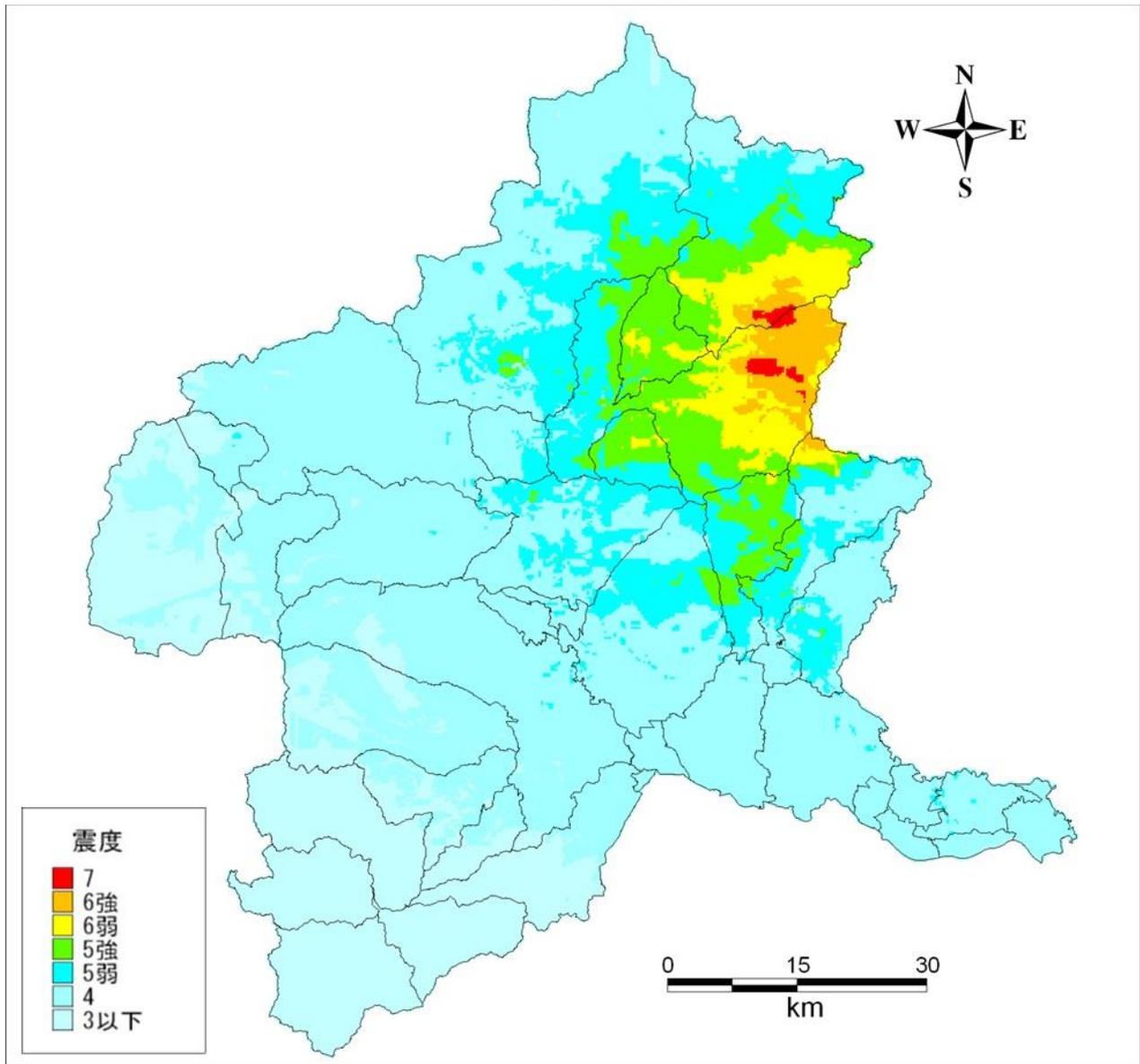
市町村名	震度		
	7	6強	6弱
太田市			
伊勢崎市			
桐生市			
大泉町			
みどり市			
邑楽町			
前橋市			
玉村町			
千代田町			
館林市			
藤岡市			
高崎市			
板倉町			

【太田断層】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約18km。
 2009年、熊原康博氏(群馬大学教育学部)・近藤久雄氏(産業技術総合研究所)の共同調査により、存在が確認された。
 発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

片品川左岸断層による地震 (M7.0)



市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
沼田市	■	■	■
片品村	■	■	■
みどり市		■	■
川場村			■
昭和村			■
桐生市			■

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

【片品川左岸断層】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約7～9 km。

「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)による。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

(2) 桐生市における物的・人的・経済被害等の予測結果(冬の5時、冬の18時)

【冬の5時】

大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。

条件	冬の5時(風速9m/秒)		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
想定地震	地震の規模及び タイプ等	規模	マグニチュード8.1 活断層(地震調査研究推進 本部(2005)による)	マグニチュード7.1 活断層(熊原・近藤(2009) による)	マグニチュード7.0 活断層(新編日本の活断層 (1991)及び活断層デジタル マップ(2002)による)
		震度分布	県南西部を中心に震度6強 の範囲が大きく広がり、震 度7の地点も存在する。震 度6強は、県南東部にも広 がっている。	県南東部に震度6強の範囲 が広がり、震度7の地点も 存在する。	県北東部に震度6強の範囲 が広がり、震度7の地点も 存在している。
物的 被害	建物被害	全壊棟数	497 棟	1,120 棟	40 棟
		半壊棟数	3,502 棟	5,776 棟	110 棟
		合計	3,999 棟	6,895 棟	150 棟
		焼失棟数	— 棟	5 棟	— 棟
	ライフ ライン	断水世帯数	13,663 世帯	21,710 世帯	1 世帯
		被災人口	1,904 人	2,425 人	270 人
		都市ガス 供給停止戸数	— 戸	7,565 戸	— 戸
		LPガス 被害件数	125 件	710 件	— 件
電力 通信	停電率	1.1 %	3.4 %	— %	
	不通回線数	33 回線	86 回線	— 回線	
人的 被害	死者数	揺れ(全壊・半壊) (うち屋内収容物の転倒等)	14 人	51 人	— 人
		ブロック塀等の転倒	2 人	3 人	— 人
		屋外落下物	— 人	— 人	— 人
		土砂災害	19 人	20 人	2 人
		火災	— 人	— 人	— 人
		小計	33 人	70 人	2 人
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊) (うち屋内収容物の転倒等)	379 人	797 人	1 人
		ブロック塀等の転倒	46 人	56 人	1 人
		屋外落下物	2 人	4 人	— 人
		土砂災害	— 人	— 人	— 人
土砂災害	24 人	24 人	2 人		
火災	— 人	— 人	— 人		
小計	405 人	825 人	3 人		
死傷者数合計		438 人	895 人	5 人	
その他	震災廃棄物 重量(木造+非木造)	14.9 万トン	26.7 万トン	0.8 万トン	

※ 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※ 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

※ 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いています。

【冬の18時】

火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。

条件	冬の18時(風速9m/秒)		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード8.1	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	
		タイプ	活断層(地震調査研究推進本部(2005)による)	活断層(熊原・近藤(2009)による)	活断層(新編日本の活断層(1991)及び活断層デジタルマップ(2002)による)	
		震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。	
物的被害	建物被害	全壊棟数	497 棟	1,120 棟	40 棟	
		半壊棟数	3,502 棟	5,776 棟	110 棟	
		合計	3,999 棟	6,895 棟	150 棟	
		焼失棟数	5 棟	57 棟	— 棟	
	ライフライン	上水道	断水世帯数	13,663 世帯	21,710 世帯	1 世帯
		下水道	被災人口	1,904 人	2,425 人	270 人
		都市ガス	供給停止戸数	— 戸	7,565 戸	— 戸
		LPガス	被害件数	125 件	710 件	— 件
		電力	停電率	1.1 %	3.5 %	— %
		通信	不通回線数	36 回線	114 回線	— 回線
人的被害	死者数	揺れ(全壊・半壊)	11 人	37 人	— 人	
		(うち屋内収容物の転倒等)	2 人	2 人	— 人	
		ブロック塀等の転倒	1 人	1 人	— 人	
		屋外落下物	— 人	— 人	— 人	
		土砂災害	11 人	11 人	1 人	
		火災	— 人	— 人	— 人	
	小計	22 人	49 人	1 人		
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	282 人	594 人	1 人	
		(うち屋内収容物の転倒等)	38 人	46 人	1 人	
		ブロック塀等の転倒	28 人	41 人	5 人	
屋外落下物		— 人	— 人	— 人		
土砂災害		13 人	14 人	1 人		
火災		1 人	1 人	— 人		
小計	324 人	650 人	7 人			
死傷者数合計		346 人	699 人	8 人		
その他	震災廃棄物	重量(木造+非木造)	14.9 万トン	26.8 万トン	0.8 万トン	

※ 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※ 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

※ 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いています。

第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる都市をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ確かな災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、市は、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と密に連携して、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 市域の保全

共創企画部、産業経済部、都市整備部、地域振興整備局、
河川管理者(県土整備部、関東地方整備局)、農業用排水施設管理者、土砂災害防止事業実施機関

1 水害防止事業の推進

- (1) 地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者及び農業用排水施設管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。
- (2) 市は、地震による破損等でため池等が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある当該ため池等について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池等から、農業用ダム・防災重点ため池としてハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

- (1) 地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」(砂防法)、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法)、又は「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業を計画的に進めるものとする。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。
- (2) 市は、県から意見を求められた際は、回答に協力するものとし、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」について、県(砂防課)から必要な情報提供、助言等を受けつつ、土砂災害リスク情報として住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。
- (3) 市及び県(砂防課)は、住民が自らの地域の土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい土砂災害リスクの提供に努めるものとする。
- (4) 市及び県(危機管理課、建築課)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	2-2	土石流危険渓流一覧表
同	2-3	地すべり危険箇所一覧表
同	2-4	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	2-5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同	2-7	山地災害危険地区一覧表
同	2-9	災害危険区域に関する類似用語の説明
同	2-10	土砂災害警戒区域等の指定状況
同	2-11	土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表
同	2-12	防災重点ため池一覧表

第2節 地震に強いまちづくりの推進

共創企画部、都市整備部、水道局、県(県土整備部)

1 地震に強いまちづくりの推進

- (1) 市及び県は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。
- (2) 都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。
- (3) 老朽住宅密集市街地に対する地震防災対策を推進するほか、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要な施設の整備を図るものとする。
- (4) 災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝、電線共同溝等の、電線、水道管等の公営物件を収納するための施設の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。
- (5) トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で、地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋りょうの整備等を図るものとする。
- (6) 住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図るものとする。

2 密集市街地の整備

市及び県は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都市防災構造化推進事業の利用

市及び県は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- 1 災害危険度判定等調査事業
- 2 住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

共創企画部、総務部、産業経済部、都市整備部、教育部、県(県土整備部ほか)、施設管理者、建築物所有者

1 建築物の耐震性の確保

市及び県(建築課)は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

市及び県は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画及び桐生市耐震改修促進計画の目標達成に向けて、市及び県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

- (1) 市、県及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

- 1 市役所、県庁舎、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- 2 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館
- 3 病院、診療所
- 4 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- 5 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 6 運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- 7 ホテル又は旅館
- 8 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 10 博物館、美術館又は図書館
- 11 遊技場、公衆浴場
- 12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 13 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- 14 工場
- 15 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 16 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 17 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市及び県は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に関わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 空き家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

4 建築物の非構造部材脱落防止対策等の推進

市、県及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 窓ガラス等の落下物防止対策

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行い、落下物のおそれのある建築物については、その所有者又は管理者に対し、適切な管理や責任を周知する。

6 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、危険なブロック塀の所有者又は管理者に対し、適切な管理や責任を周知する。

7 家具等転倒防止対策

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

8 文化財の保護

市及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 17-1 桐生市文化財マップ
同 17-2 市内文化財一覧表

第4節 ライフライン施設等の機能の確保

総務部、市民生活部、水道局、県、
ライフライン事業者(電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス、廃棄物処理)、公共機関

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与るとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県、ライフライン事業者はライフライン施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、平常時より安定稼働ができるように適切な施設の保守に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の地震災害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

施設管理者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- 1 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- 2 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- 3 情報連絡体制を整備する。
- 4 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- 5 医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) 施設管理者、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 市は、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

市及び県(危機管理課及び関係課)、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	4-1	各種ライフライン担当連絡先一覧表
	同	15-1 市内清掃施設一覧表
	同	20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 液状化対策

都市整備部、公共施設の管理者、多数の者が利用する施設の管理者、県(県土整備部)

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市及び県(建築課)は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民に対して液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

都市整備部、消防本部、県(総務部、県土整備部)、事業者

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下、この節において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備を推進するものとする。

4 講習会・研修会の実施

市及び県(消防保安課)は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に資する都市計画の推進

市及び県(都市計画課)は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

6 再発防止の徹底

消防本部及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を実施することである。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、市民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。この避難支援対策と併せて、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。)

市は、ためらうことなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報(警報)は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報(地震動特別警報)に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡 [中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町]、利根郡 [片品村、川場村、昭和村、みなかみ町]
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡 [榛東村、吉岡町]、多野郡 [上野村、神流町]、甘楽郡 [下仁田町、南牧村、甘楽町]、佐波郡 [玉村町]、邑楽郡 [板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町]

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会(NHK)に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市の防災無線等を通して住民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
長周期地震動に関する観測情報		高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

- (1) 地震解説資料
担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。
- (2) 管内地震活動図及び週間地震概況
地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週ごとの資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日午後(金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日)に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

本節の関係資料

資料編 5-4 気象庁震度階級関連解説表

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

共創企画部、総務部、地域振興整備局、県(総務部)、その他の防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保すべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市及びその他の防災関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、連絡体制を確保し、必要に応じた要員の配置等に努める。
- (2) 市は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために県が設置する地震計等観測機器、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、震度情報ネットワーク、群馬県総合防災情報システム等の災害情報等の瞬時に伝達するシステムの維持・整備に協力するとともに、市が設置する全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)、防災行政無線、防災ラジオ等の各種システムの維持・整備を行う。
- (3) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、災害情報等を地図上に落とし込み、認識・共有を容易にする情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備する。
- (2) 市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及びS I P 4 D(基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management))に集約できるよう努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線及び防災ラジオ等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線及び防災ラジオを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3節 通信手段の確保

共創企画部、総務部、地域振興整備局、消防本部、県(総務部)、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠である。市及び防災関係機関は、震災時の通信確保のため、通信施設・手段等の複数化を考慮しておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、県(危機管理課)、電気通信事業者及びその他の防災関係機関は、大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

市、県(危機管理課)及びその他の防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市、県(危機管理課)及びその他の防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

- (1) 防災行政無線
県、他市町村、消防本部及びその他の防災関係機関との間で使用する。
- (2) 国及び他都道府県との無線系通信手段
ア 中央防災無線(～中央省庁)
イ 地域衛星通信ネットワーク(～総務省、都道府県等)
ウ 国土交通省水防無線(～国土交通省、他都道府県)
- (3) 衛星携帯電話
市、消防本部、県(危機管理課)及び防災航空センターにおいて保有する。

4 通信の多ルート化

市及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

市、県(危機管理課)及びその他の防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 職員の応急活動体制の整備

全ての部局、県、その他の防災関係機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国及び県の研修機関等並びに市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

3 市における職員の応急活動体制の整備

市は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「災害時等職員アクションマニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 定期的に、非常招集訓練を実施する。
- (4) 定期的に、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

共創企画部、総務部、消防本部、県(総務部ほか)、警察、その他の防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通して発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

- (1) 市は、基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村との締結を考慮するとともに、大規模な震災等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結についても考慮することとする。
また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口をはじめとする必要事項を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。
なお、本市における相互応援協定の締結状況は資料編18-1のとおりである。
- (2) 市は、避難指示等を発令する際に、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市は、国、県及び他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- (5) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
- (6) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (7) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 消防本部における応援体制の整備

- (1) 消防本部は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防本部との間での応援協定締結に努めるものとする。
なお、群馬県では、昭和50年に県内の全消防本部が相互応援協定を締結し、平成30年に再締結した。
- (2) 消防本部は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 自衛隊との連携体制の整備

市は県(危機管理課)を通じて、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 一般事業者等との連携体制の整備

市、県及びその他の防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、その実効性の確保に留意するものとする。

5 建設業団体等との連携体制の整備

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

6 救援活動拠点の整備

市及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

7 円滑な救助の実施体制の構築

市及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

本節の関係資料

資料編	1-1	防災関係機関一覧表
同	10-1	群馬県防災航空センター応援要請
同	10-2	広域航空消防応援等要請
同	10-3	自衛隊の災害派遣要請等様式
同	12-2	輸送拠点一覧表
同	13-1	ヘリポート予定地一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第6節 防災中枢機能等の確保

共創企画部、総務部、県(総務部、県土整備部)、公共機関、その他の防災関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 市は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 市及び県は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

4 市における防災中枢機能の確保

市は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 市庁舎本館3階の特別会議室に、災害対策本部室を設置する。
- (2) 事務局室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
 - イ 防災ラジオ放送卓
 - ウ 消防防災無線
 - エ 地域衛星通信ネットワークシステム
 - オ 防災情報提供システム
 - カ 群馬県総合防災情報システム
- (3) 市庁舎には、非常用電源を備える。
- (4) 市庁舎が使用不可能となった場合に備え、桐生市市民文化会館を代替とする。

5 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施に努める。

6 公的機関等の業務継続性の確保

- (1) 市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。
- また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。
- 特に、市及び県は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、食料・水・電気等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- (2) 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、桐生市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

なお、平常時及び災害時における市男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。

- ・平常時から情報収集や関係機関への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。
- ・災害時には、男女共同参画担当部局からの情報提供を受けながら、男女共同参画の視点による災害対応の促進に努める。
- ・避難所が開設された場合には、避難生活における男女共同参画に関する相談窓口の周知に努める。

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

共創企画部、保健福祉部、消防本部、警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市及び県(危機管理課)は、これを資金面で支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

市は、市内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、県の災害派遣医療チーム(以下、「DMAT」という)との連携体制の整備など、医療救護体制を平時から整備する。(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

- (1) 災害拠点病院の整備
 - ア 桐生保健医療圏においては、桐生厚生総合病院が地域災害拠点病院として指定されている。
 - イ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)としての機能を発揮するために、防災ヘリコプターや自衛隊の大型ヘリコプター等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。
 - ウ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。
- (2) 救護班の整備
桐生市医師会等の協力を得て、救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について協議・調整を図る。
- (3) 桐生地域災害医療対策会議の設置
 - ア 県(桐生保健福祉事務所(桐生市保健所を含む。以下同じ。))は、地域における災害医療対策を協議するため、桐生地域災害医療対策会議を設置する。
 - イ 桐生地域災害医療対策会議は、桐生市、みどり市、桐生市医師会、医療機関、消防及び桐生保健福祉事務所で構成する。
 - ウ 桐生地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。
- (4) 医薬品、医療資機材の備蓄等
市、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。
- (5) 医師会及び災害拠点病院等との協力体制の確立
市は、一時に多数の傷病者が発生した場合、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、桐生市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、日本赤十字社群馬県支部及び災害拠点病院である桐生厚生総合病院と協力し、赤十字医療救護課の救護所等への派遣並びに傷病者の受入れについての連絡体制を確立するとともに、DMATとの連絡体制の整備に努める。

(6) 消防本部と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な治療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防本部相互の連携体制の整備を図るものとする。

ウ 市は、県(医務課)と協力し、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

3 後方医療体制の充実

市内の災害拠点病院である桐生厚生総合病院との連携のほか、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 医療機関との協力体制の確立

市内病院を中心に、各医療機関が多数の傷病者発生に対応できるよう、連絡体制を整備する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

(3) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、桐生市医師会及び災害拠点病院等と連携した医療活動が実施できるよう、平時から医療体制づくりに努める。

4 保健医療活動の調整機能の整備

市及び県(健康福祉課、桐生保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	11-1	医療機関一覧表
同	12-1	輸送拠点一覧表
同	13-1	ヘリポート予定地一覧表
同	14-1	災害備蓄品等備蓄状況
同	20-1	災害応援協定一覧表

第8節 消火活動体制の整備

消防本部、県(総務部)

1 消防力の整備

- (1) 消防組織の拡充、強化
市は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努めるものとする。
- (2) 消防施設等の整備、強化
市は、地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」に適合するよう消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等設備等の消防施設の整備について、年次計画を立てその強化を図る。
- (3) 消防水利の整備
市は、地震の発生時に予想される火災に備えて、「消防水利の基準」に適合するよう消火栓及び耐震性貯水槽等を設置、拡充するとともに、消防水利の多様化を推進し、プール及び河川等の活用により水利体制の確立を図る。
特に、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

2 出火の防止

- (1) 建築同意制度の活用
消防本部は、消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。
- (2) 一般家庭等に対する指導
消防本部は、地震時における火災防止思想の普及に努める。また、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術等を教育する。
- (3) 防火管理者に対する教育
消防本部は、防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。
- (4) 予防査察時による指導
消防本部は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きい。このため、市は、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察及び自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

本節の関係資料

資料編 7-4 消火栓等数一覧表

第9節 緊急輸送活動体制の整備

共創企画部、都市整備部、県(県土整備部、総務部、健康福祉部)、県警察、道路管理者

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

市及び県(危機管理課)は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館及びその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市及び県(消防保安課)は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上が図られている。なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。
- (2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。
 - ア 第1次緊急輸送道路
 - (ア) 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
 - (イ) 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
 - (ウ) これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路
 - イ 第2次緊急輸送道路
 - (ア) 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
 - (イ) 第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路
 - 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

4 緊急輸送道路の耐震性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の確保に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

5 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を図るものとする。

6 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

7 運送事業者等との連携

市及び県(危機管理課)は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷さばき及び輸送に係る協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	12-1	輸送拠点一覧表
同	13-1	ヘリポート予定地一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第10節 避難の受入体制の整備

共創企画部、総務部、保健福祉部、子どもすこやか部、産業経済部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、教育部、県(生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、警察、不特定多数の者が利用する施設の管理者、自主防災組織

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。このため、市及びその他の防災関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、消防機関及び管轄警察署等と協議して避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、震災対策編第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (5) 市及び県(観光魅力創出課)は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (6) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。
- (9) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した市外在住者やホームレス等について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所

- (1) 指定緊急避難場所の指定
 - ア 市は、地震による災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることに

ついて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

- ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。
- エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- オ 市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (5) 物資の備蓄
市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。
- (6) 指定避難所の運営計画
市は、大規模な震災の場合に備え、あらかじめ避難所の運営等に関する計画を定めておくものとする。
- (7) 運営管理に必要な知識の普及
指定避難所の運営管理については、地域住民、市職員及び施設管理者が協働となって行うものとする。そのために市は、三者協働による指定避難所の運営管理ができるよう必要な知識の普及、避難所運営についての理解促進及び住民の体制整備への協力に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (8) 福祉避難所
ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
ウ 市は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

- (4) 市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 応急仮設住宅等

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
市及び県(建築課)は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 用地供給体制の整備
市及び県(建築課)は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (3) 学校の教育活動への配慮
市及び県(建築課)は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

市は、県・保健所設置市の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

- (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ
市及び県(住宅政策課)は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

本節の関係資料

資料編	6-1	避難所に関する類似用語の説明等
同	6-2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同	14-1	災害備蓄品等備蓄状況
同	16-1	応急仮設住宅建設候補地一覧表
同	16-2	住宅資材等の調達先及び建設業者
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

共創企画部、水道局、県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部)、住民

1 備蓄計画

- (1) 市は、地域の地理的条件や過去の災害、男女の違い等を踏まえ、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとし、必要な食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の確保と供給ができない場合は、県(危機管理課)又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 市及び県(危機管理課)は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

市及び県(危機管理課、食品・生活衛生課、蚕糸園芸課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、経営支援課)は、相互連携し、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

3 飲料水確保のための設備等の整備

市は、災害時に使用できる水源の現況及び応急給水資機材の保有状況を把握しておくものとする。あわせて、指定避難所である市立小中学校等に震災対策用飲料水貯水槽の整備を行うものとする。

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

市及び県は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	12-2	輸送拠点一覧表
同	14-1	災害備蓄品等備蓄状況
同	14-2	食料等の調達先一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第12節 広報・広聴体制の整備

共創企画部、地域振興整備局、県(知事戦略部、生活こども部ほか)、
ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関

1 広報体制の整備

市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

- (1) 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
- (2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・ 対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否
---	---

- (3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、防災行政無線(戸別受信機)、防災ラジオ、
広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャル
メディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

- (4) 広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、
IP通信網

- (5) 大規模停電時を含め災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。
- (6) 電気通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替え通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

市、県(県民活動支援・広聴課ほか)、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、住民等からの問合せ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

市及び県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第13節 二次災害の予防

総務部、都市整備部、消防本部、県(県土整備部、環境森林部、農政部)、危険物施設等の管理者

市は、余震等に伴う建物の倒壊や宅地の崩壊等による二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、地震によって被災した建築物、宅地等の危険度を判定するための体制を整備する。

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

市は、県が行う被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策の推進及び災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する体制の整備等に協力するものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは圧縮アセチレンガス等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第14節 複合災害対策

全ての部局、県(総務部、県土整備部ほか)、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

1 複合災害への備え

市、県及びその他の防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市、県及びその他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等実動訓練の実施に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

全ての部局、県(総務部、県土整備部ほか)、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 群馬県総合防災訓練の実施

- (1) 県(危機管理課)は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、県内市町村、その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとしており、市においては、その訓練に協力するものとする。
なお、県においては、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施しており、その概要は次表のとおりである。

主催	県及び12市(持ち回り)
訓練会場	12市内(持ち回り)
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・婦人消防隊、水防協力団体、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、NPO法人・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

- (2) 市は、地域における第一義的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 非常招集訓練の実施

市は、災害時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

3 消防訓練の実施

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救助・救出活動、救急・救護搬送活動及び避難誘導等の消防訓練を実施する。

4 非常通信訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、被害状況の把握及び応急対策の指示等を迅速かつ適切に行えるよう非常通信訓練を実施する。

5 避難訓練の実施

学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業所、百貨店及び運輸機関にあつては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

6 広域的な訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

7 図上訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

8 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

9 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県及びその他の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 市、県及びその他の防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市及び県に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、災害時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要となることや、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には地震発生時に、初期消火を行うことや近隣の負傷者・避難行動要支援者の救援、市が行う防災活動への協力など、防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する市民運動の展開

共創企画部、市民生活部、産業経済部、都市整備部、消防本部、教育部、住民

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。住民の自主的な防災組織が行う防災に資する活動の促進のため、市は、青年層・女性の自主防災組織への参加の促進や住民が防災に関する教育訓練を受ける機会を得るための必要な措置を講ずるものとする。

1 自主防災組織の育成

市は、自治会等を単位として自主防災組織を育成するものとする。自主防災組織の行う事業は次のとおりとする。

- 1 防災知識の普及に関すること。
- 2 災害予防に関すること。
- 3 災害時における情報の収集及び伝達、救出、援護、避難及び誘導等に関すること。
- 4 火災発生時における初期消火活動に関すること。
- 5 防災訓練の実施に関すること。
- 6 防災資機材の備蓄に関すること。
- 7 その他の目的達成に必要なこと。

2 防災(減災)活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
地域の祭りやスポーツイベント等における防災コーナーの設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
学校教育の充実
大学生の課外授業の促進

- 公民館の防災講座の開催など
- (5) 自治会長等から一人一人までの参加者への動機づけ

3 正しい知識を魅力的な形で分かりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
実写やシミュレーション映像の活用
過去の災害体験談の収集、活用
郷土の災害史の継承(石碑やモニュメントの活用等)
防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

4 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 各事業所における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画(BCP)への取組の促進

5 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校及び企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

6 市民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくりの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、都市整備部、消防本部、教育部、
県(総務部、生活こども部、教育委員会ほか)、警察

1 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) どんなに備えていても、災害時に適切に行動することは難しいことを自覚すること。
- (2) 家庭内の危険防止
 - ア 家具類の転倒防止
家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
 - イ 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。
 - ウ ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。
 - エ 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
 - オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- (3) 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - ア 地震が起きたときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 消火器具の備付け及び使用方法
 - ウ 家族間の連絡方法
 - エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難路の確認
 - オ 安全な避難経路の確認
 - カ 自動車へのこまめな満タン給油
 - キ 非常持ち出し品のチェック
 - ク 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
 - ケ 高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等要配慮者の避難方法
 - コ 地震情報の入手方法
 - サ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (4) 非常持ち出し品の準備
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 自動車へのこまめな満タン給油

- ク 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)
- (5) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- ア 身の安全の確保
机や椅子に身を隠す。
玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
あわてて外に飛び出さない。
- イ 火災を防ぐ
火の始末をする。
火が出たら初期消火に努める。
- ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川縁に近づかない。
- エ 避難方法
徒歩で避難する。
携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
- オ 応急救護
対応可能なけがは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- カ 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- キ 自動車運転者にとるべき行動
道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
ラジオで災害情報を聞く。
警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
避難するときは、ドアの鍵をかけず、キーを車に残し徒歩で行う。
- (6) 正しい情報の入手
- ア ラジオやテレビの情報に注意して、流言、飛語等に惑わされない。
- イ 市役所、消防署及び警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (7) 電話等に関する留意事項
- ア 不要不急な電話やデータ通信しない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (8) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (9) 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 学校教育による防災知識の普及

市は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災教育を行うに当たって、防災を教えるだけでなく、防災を通じた実践教育を行うことのできる「防災が得意な教員」の育成に努めるものとする。

3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

4 防災訓練の実施指導

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

5 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

- (1) 被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
- (2) 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整に努めるものとする。

7 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

8 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

9 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 市民の防災活動の環境整備

共創企画部、市民生活部、保健福祉部、産業経済部、都市整備部、
県(総務部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部ほか)、
警察、消防団、事業者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、住民

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- (1) 消防団の育成強化
市及び県(消防保安課)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- (2) 自主防災組織の育成強化
市及び県(危機管理課)は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。
ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。
イ 青年層・女性の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。
- (3) 自主防犯組織の育成強化
市及び県(消費生活課)は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織(NPO法人・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)の連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (1) 災害時におけるボランティア活動の啓発
市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。
- (2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり
市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネーター等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社及び社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。
- (3) 各領域における専門ボランティアとの連携
市は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。
- (4) 行政・NPO法人・ボランティア等の三者連携
市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂のボランティア等による処理体制

市は、社会福祉協議会及びNPO法人等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO法人・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントが求められている。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが必要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市及び県が実施する事業所との協定の締結や、防災訓練の実施等防災施策の実施に協力するよう努める必要がある。

それに対し、市は次のことに努めるものとする。

- (1) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市及び県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市及び県と協定を締結するなど、平時から市及び県との連携に努める。
また、市及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、また防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (2) 市は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に関わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (3) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、市はその指導に当たる。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (6) 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内に居住する住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内に居住する住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、消防本部、教育部、
要配慮者施設の管理者、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、農政部、環境森林部、
県土整備部、教育委員会)、警察、住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児及びその他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
在宅の者のうち、次の要件に該当する者とする。
 - ア 65歳以上の一人暮らし高齢者
 - イ 要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
 - ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、1級又は2級に該当する者
 - エ 療育手帳の交付を受けている者であって、A判定を受けている者
 - オ その他支援を必要とする者
- (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約するよう努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

ア 自主防災組織

イ 自治会組織

ウ 民生委員・児童委員

エ 消防団

オ 避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 情報の漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会及び自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難体制の強化

市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるような特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

- (1) 避難指示等の伝達体制の整備
市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。
避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、日常的に生活を支援する機関等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。
避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉、表現等での確に伝わるよう、特に配慮するものとする。
- (2) 避難誘導體制の整備
避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員を始め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。
- (3) 指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送
市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施
災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。
- (5) 福祉避難所の指定・整備
福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。
福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。
- (6) 福祉避難所の設置・運営訓練
災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

市は、不特定多数の者が利用する施設において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を付記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

- (1) 市及び県は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) 市は、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るために、国に協力するものとする。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

- (1) 要配慮者利用施設
この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護医療院、介護老人保健施設、通所リハビリテーション施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア 【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設 イ 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】

特別支援学校
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

- (2) 要配慮者利用施設の安全性の確保
要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、震災に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発生後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 要配慮者利用施設の防災体制整備
要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。
- ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
 - イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
 - ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
 - エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
 - オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
 - カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
 - キ 市、消防機関及び警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
 - ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
 - ケ 防災訓練等防災教育の充実
 - コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
 - サ 燃料の調達体制の確保
- (4) 市及び県の支援
- ア 市及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
 - イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
 - ウ 市は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
 - エ 市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

7 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、次の支援を行うものとし、市はそれに協力するものとする。

- (1) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- (2) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を付記した)等の配布を行うなど、災害時にとるべき行動等、防災に対する理解促進に努める。また、日頃から近隣住民との付き合い

や、地域の防災訓練等への積極的な参加を通じて、いざという時に住民同士が助け合える関係づくりの啓発に努める。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| 資料編 | 3-1 | 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設 |
| 同 | 3-2 | 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設 |
| 同 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |

第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策

子どもすこやか部、教育部

1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針

園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議の上、決定することなどの取決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| 資料編 | 3-1 | 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設 |
| 同 | 3-2 | 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設 |

第5章 その他の災害予防

第1節 地震防災緊急事業の推進

全ての部局、県(各部局)

1 地震防災緊急事業の推進

第5次五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する市及び県の各部局は、本事業が緊急的な事業であることを十分認識し、地震防災に寄与する施設等が着実に整備されるよう事業の推進に努めるものとする。

第2節 孤立化集落対策

共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、
県(総務部、県土整備部)、警察、電気通信事業者、その他の防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれがある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれがある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防本部及び警察等関係機関と当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。なお、孤立化のおそれがある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

- (1) 市
 - ア 孤立化のおそれがある集落においては、集落の代表者(区長、町会長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。
また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
 - イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
 - ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
 - エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
 - オ 孤立化のおそれがある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。
 - カ 孤立化のおそれがある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
 - キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保に努める。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。
- (2) 道路管理者(県及び市)
孤立化するおそれがある集落に通じる道路の防災工事(法面崩壊対策や橋りょうの耐震化対策等)に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた県の「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

本節の関係資料

資料編	2-2	土石流危険溪流一覧表
同	2-3	地すべり危険箇所一覧表
同	2-4	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	2-5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同	2-7	山地災害危険地区一覧表
同	2-10	土砂災害警戒区域等の指定状況
同	2-11	土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表
同	13-1	ヘリポート予定地一覧表
同	14-1	災害備蓄品備蓄状況
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第3節 帰宅困難者対策

共創企画部、産業経済部、教育部、県(総務部、生活こども部、産業経済部、県土整備部、教育委員会)、事業者(企業)、地域住民、自主防災組織

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、市内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。

【桐生市における帰宅困難者数の予測結果一覧表】 (群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)から抜粋)

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
市内から	市外から	合計	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者
55,976	22,005	77,981	10,955	67,026	10,955	67,026	0	77,981

※ 小数点以下第1位で四捨五入している。

2 市及び県の帰宅困難者に対する取り組み

- (1) 普及啓発
市及び県は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。
- (2) 一時滞在施設の提供
市は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。
- (3) 備蓄物資の確保
市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。
- (4) 情報提供の体制づくり
市及び県は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報等に関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

3 大規模集客施設等の取り組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、施設管理者は、関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導體制の整備に努めるものとする。

4 各学校の取り組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 災害廃棄物対策

市民生活部、都市整備部、県(環境森林部、県土整備部)、施設管理者、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。
- (3) 市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開するなど、周知に努めるものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|------------|
| 資料編 | 15-1 | 市内清掃施設一覧表 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第5節 り災証明書の発行体制の整備

共創企画部、総務部、県(総務部)

1 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 市は、県(危機管理課)が開催する住家被害調査担当者のための研修会への参加等により、災害時の住家被害調査の迅速化に協力するものとする。

第6節 文化財の災害予防

産業経済部、消防本部、教育部、県(地域創生部)、警察

1 建造物等の予防対策

市は、指定文化財のうち、建物については防火、防犯の措置をとるものとし、次の事項については県(文化財保護課)及び警察と協力して所有者、管理者等を指導し実施するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 防火管理の体制を完備する。 | 8 避雷装置は、落雷状況を考慮し設置する。 |
| 2 環境の整理整頓を実施する。 | 9 消防用水の確保措置を講ずる。 |
| 3 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限させる。 | 10 消防進入道路の確保をする。 |
| 4 火災危険の早期発見に努める。 | 11 防火塀、防火帯を設ける措置をとる。 |
| 5 火災警戒は特に厳重に行う。 | 12 防火壁、防火戸の設置を指導する。 |
| 6 消火設備を完備する。 | 13 自衛消防組織と訓練を実施する。 |
| 7 警報設備を完備する。 | 14 盗難、毀損等事故防止措置を講ずる。 |

2 保存地区の予防対策

市は、重要伝統的建造物群保存地区については、防火、耐震の措置に係る次の事項を文化庁、県(文化財保護課)及び警察と協力して所有者、管理者等を指導し、実施するものとする。

- | |
|------------------------------|
| 1 総合的な防災計画を策定する。 |
| 2 火災危険の早期発見に努める。 |
| 3 初期消火や延焼防止を目的として防災施設等を整備する。 |
| 4 避難路を確保する。 |
| 5 建造物等の耐震補強等に努める。 |
| 6 住民による防災活動を支援する。 |
| 7 防災意識の啓発を図る。 |
| 8 初期消火体制等の充実に努める。 |

3 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、できる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は、耐火、耐震性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

4 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

本節1及び2と同様の措置をとる。なお、災害の場合、人畜に被害の及ばぬよう平常管理を強化するよう指導する。

本節の関係資料

- 資料編 17-1 桐生市文化財マップ
同 17-2 市内文化財一覧表

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第一義的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

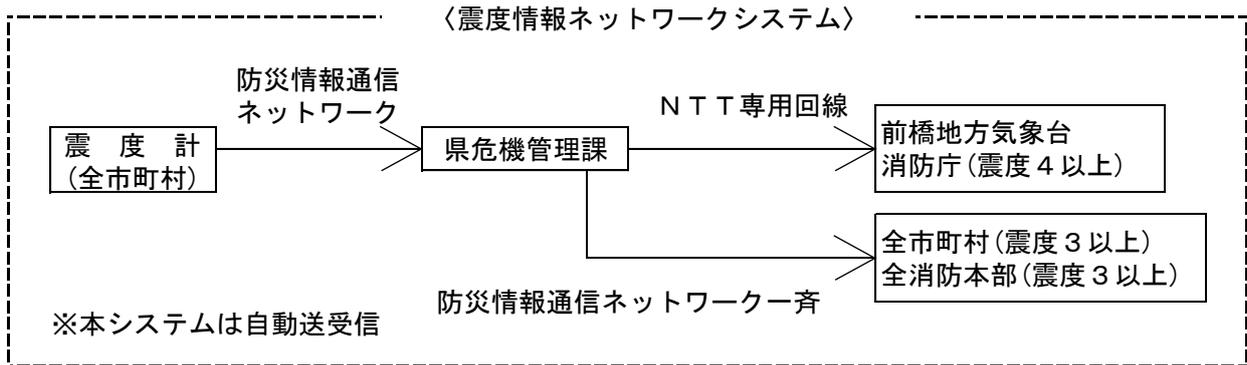
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 地震情報の収集・連絡

共創企画部、消防本部、前橋地方気象台、県(総務部、県土整備部)、その他の防災関係機関

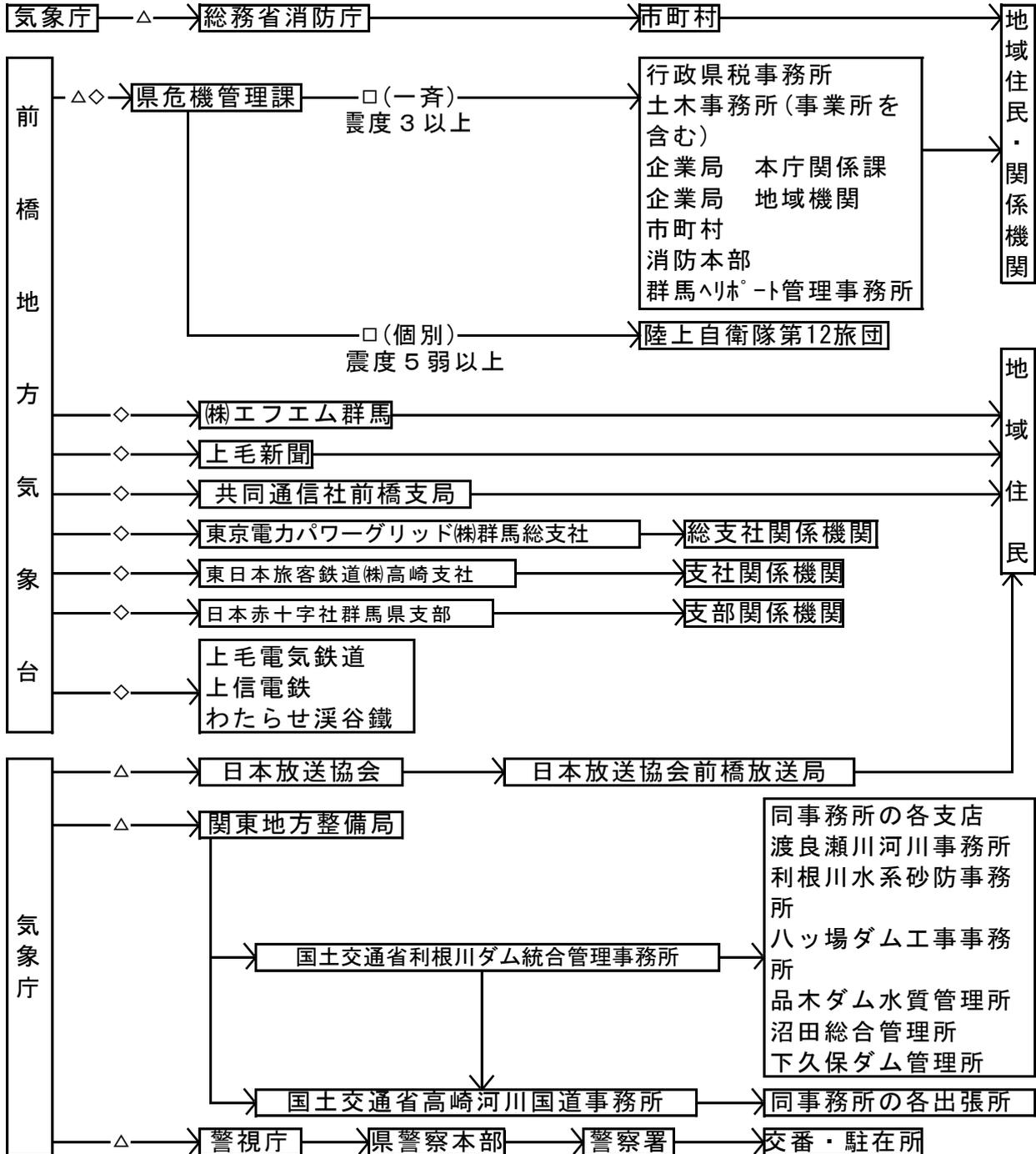
1 震度情報の収集及び連絡

- (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達
 県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達するものとする。



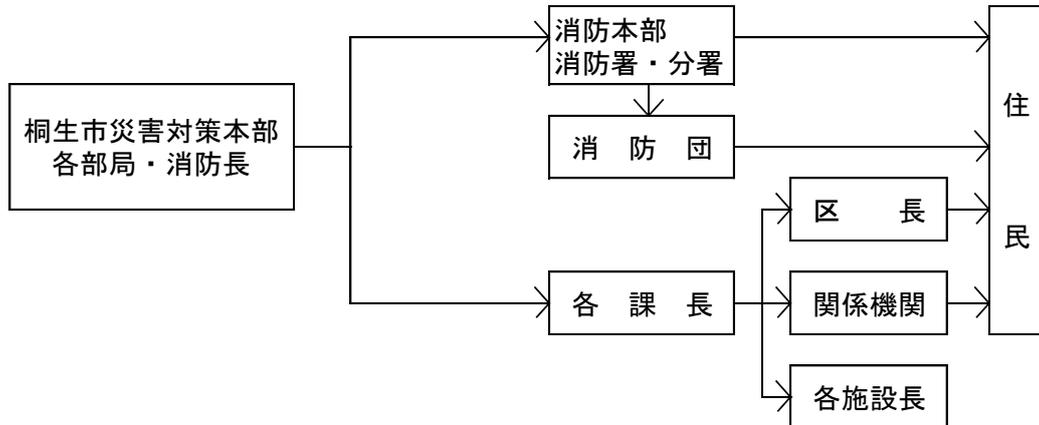
(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。



(凡例) ◎ 防災情報提供システム(専用線) △ 専用回線 □ 県防情報通信ネットワーク
◇ 防災情報提供システム(インターネット) : 補助伝達手段

(3) 市災害対策本部からの通報伝達系統



警報等の受領及び伝達責任者は次のとおりとする。

ア 勤務時間中

市共創企画部防災・危機管理課 担当係長の職にある者。

イ 勤務時間外

宿・日直者とし、警報等を受領した際は、担当係長に直ちに連絡するものとする。

2 住民等に対する地震情報等の周知

市は、地震情報等の伝達を受け、あるいは異常現象を確認したときは、次の方法により住民及び関係機関等に周知徹底を図るとともに次の対策を速やかに実施するものとする。

- (1) 県及び警察機関等と緊密な連絡を取り、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、その対策に万全を期する。
- (2) 地震情報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の応急措置に関する措置も併せて徹底するものとする。
- (3) 防災関係機関は、市からの予警報地震情報等の伝達について、できる限り協力するものとする。
- (4) 地震情報等は、次の方法により速やかに周知するものとする。
 - ア 市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービス
 - イ 防災行政無線、防災ラジオ
 - ウ 市のホームページ
 - エ 広報車

本節の関係資料

資料編 5-4 気象庁震度階級関連解説表

第2節 災害情報の収集・連絡

共創企画部、都市整備部、消防本部、水道局、消防団、県、警察、その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下、この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとするが、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 市における災害情報の収集

市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 災害時に収集すべき情報は、以下のとおりである。

ア 災害の発生日時

イ 災害の発生場所又は地域

ウ 被害の程度

エ 災害対策の概要

オ その他応急対策上必要な事項などであり、市は、次により迅速な情報収集に努めるものとする。

(ア) 防災行政無線、消防救急無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集する。

(イ) 職員や市民から情報を収集する。

(ウ) アマチュア無線等、無線所有者の協力を得て情報を収集する。

(3) 消防本部における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

2 市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県(危機管理課)に報告する。

- イ 行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県(危機管理課)に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。
- ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。
- エ 応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。
- オ 具体的な報告方法は次による。
 - (ア) 災害概況即報
災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。
 - (イ) 被害状況即報
災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。
報告の頻度は次による。
 - ① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。
 - ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
 - ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
 - (ウ) 災害確定報告
応急対策を終了した後、20日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式(災害確定報告)により報告する。
 - (エ) 記入要領
被害認定基準は、資料編8-3による。
市において把握・報告する情報は主に次によるものとする。

1	死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
2	死者のうち災害関連死者	-----	人数
3	住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	-----	棟数、世帯数、人数
4	非住家被害のうち公共建物、その他	-----	棟数
5	その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	-----	面積(ha)
6	その他のうち学校、病院、清掃施設	-----	箇所数
7	その他のうち道路、橋梁、河川、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	箇所数
8	その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数 or 回線数
9	その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
10	り災世帯数	-----	世帯数
11	り災者数	-----	人数
12	火災のうち建物	-----	件数
13	火災のうち危険物、その他	-----	件数
14	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設	-----	千円
15	農産被害、林産被害、畜産被害、水産被害、商工被害、その他	-----	千円
16	消防職員出動延人数、消防団員出動延人数	-----	人数

- (2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡
市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、又は関係地域機関及びその他関係機関に連絡する。
- (3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

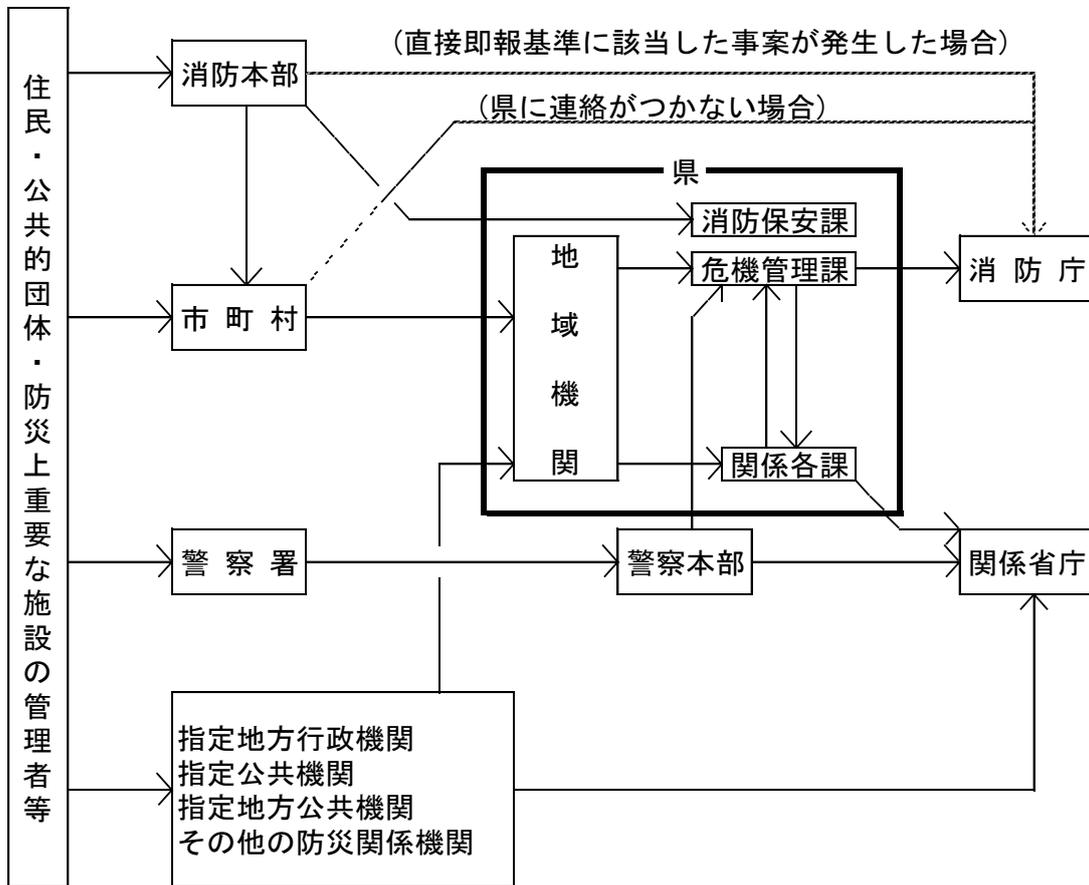
3 消防本部における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市防災担当部署に報告するものとする。

なお、即報基準に該当する災害が発生したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、その状況を直ちに県（消防保安課）に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）又は第4号様式（その2）（被害状況即報）による。

消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036
桐生市共創企画部防災・危機管理課	電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001

〈情報連絡系統図〉



本節の関係資料

- 資料編 8-1 火災・災害等即報要領
- 同 8-2 災害報告取扱要領
- 同 8-3 報告に用いる被害程度の認定基準等
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第3節 通信手段の確保

共創企画部、県(総務部)、県警察、消防機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市及び県(危機管理課、財産有効活用課)は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

4 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。
これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	市及び県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	市、県及び指定 地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができな いか又はこれを利用することが著しく困難 あるときに人命の救助、災害の救援、交通通信 の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼 に基づき各無線局が 発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

ア 冒頭に「非常」と朱書きする。

イ あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

ウ 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）

エ 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

（3）アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 地震発生初期の対応

全ての部局、県

1 勤務時間内の初動体制

- (1) 市内において、震度4の地震が発生した場合には、共創企画部防災・危機管理課職員は直ちに自主登庁する。また、秘書室、共創企画部（防災・危機管理課を除く。）、総務部、都市整備部、地域振興整備局、水道局、教育部の関係職員は、各部局の判断により必要に応じて自主登庁する。消防職員については、管理職及び警防課職員が、それぞれの担当所属へ自主登庁する。その他の職員は、自宅で待機する。
- (2) 市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合には、本部員は直ちに本部室へ集合し、災害対策本部等の設置や対応について検討を行う。

2 勤務時間外の初動体制

- (1) 市内において、震度4の地震が発生した場合には、共創企画部防災・危機管理課職員は直ちに自主登庁する。また、秘書室、共創企画部（防災・危機管理課を除く。）、総務部、都市整備部、地域振興整備局、水道局、教育部の関係者は、各部局の判断により必要に応じて自主登庁する。消防職員については、管理職及び警防課職員が、それぞれの担当所属へ自主登庁する。その他の職員は、自宅で待機する。
- (2) 市内において、震度5弱、震度5強の地震が発生した場合には、係長以上の職員は、直ちに自主登庁する。その他の職員は、自宅で待機する。なお、消防職員は、全職員が担当所属等に自主登庁する。
- (3) 市内において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、緊急災害時避難所直行職員を除いて、全ての職員は、直ちに自主登庁する。緊急災害時避難所直行職員は、配置された施設に直行する。
- (4) 震災により本人又は家族が負傷し、勤務することが困難と認められるとき、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

本節の関係資料

資料編 5-4 気象庁震度階級関連解説表

第2節 災害対策本部の設置

全ての部局

1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、桐生市災害対策本部(以下、強調表現を除いて「本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 市内において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度に関わらず、市内において地震による大規模な被害が生じたとき又は生じるおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が認めたとき。

2 設置場所

本部は、桐生市役所庁舎内に設置する。

なお、激甚災害等により、本庁内に設置できないときは、桐生市市民文化会館内に設置する。

3 廃止の決定

市長は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置がおおむね完了したときに本部を廃止する。

なお、本部の廃止後に被害が発生又は判明した場合など、一連の災害対応が収束するまでの間は、本部廃止以降でも継続して災害対策本部の各組織により対応するものとする。

4 設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、関係市町村、関係消防本部、報道機関及びその他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

5 本部会議

- (1) 本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速かつ的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛隊の活動が適切に実施されるように、自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、本部と自衛隊との連携を強化する。

7 本部連絡員等

- (1) 本部長は、本部の組織及び運営に関する規定に基づき本部連絡員若干名を配置する。
- (2) 本部連絡員は、本部室と各部、各課との連絡を担当し、本部長の命を受けて各部相互の連絡及び各種情報収集の事務を担当する。
- (3) 本部長は、企画課、魅力発信課、総務課、財政課、地域づくり課、健康長寿課、子育て支援課、商工振興課、都市計画課、新里市民生活課、黒保根市民生活課、水道総務課及び教育総務課の本部連絡員のうち各1名を防災・危機管理課長の直接指揮下に置くものとする。
- (4) 本部連絡員のうち防災・危機管理課長の直接指揮下に入る連絡員は、本部連絡室に、その他の連絡員は、各部所定の場所に常駐するものとする。
本部室の庶務に従事させるため防災・危機管理課、企画課及び魅力発信課の中から本部連絡員若干名を指名し、本部室に常駐させる。

8 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

9 群馬県災害対策本部との連携

本部は、群馬県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、群馬県災害対策本部は必要に応じ職員を本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

10 本部の活動の優先順位

本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁した職員は、本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

1 通信手段の確保	8 ライフラインの応急復旧
2 被害情報の収集、連絡	9 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
3 負傷者の救出・救護体制の確立	10 社会秩序の維持
4 医療活動体制の確立	11 公共施設・設備の応急復旧
5 交通確保・緊急輸送活動の確立	12 災害広報活動(随時)
6 避難受入活動	13 ボランティアの受入れ(随時)
7 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給	14 二次災害の防止(随時)

11 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

本節の関係資料

- 資料編 1-2 桐生市災害対策本部条例
同 5-4 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害対策本部の組織

全ての部局

1 組織

桐生市災害対策本部の組織及び編成は、「桐生市災害対策本部条例」及び地域防災計画に定めるところによる。

組織編成

本部室		部	課
本部長	市長	共創企画対策部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室
副本部長	副市長	総務対策部	総務課、人材育成課、財政課、DX推進室、契約検査課、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局
	教育長		
	共創企画部長	市民生活対策部	地域づくり課、市民相談情報課、市民課、スポーツ・文化振興課、環境課、清掃センター
本 部 員	総務部長	保健福祉対策部	健康長寿課、福祉課、医療保険課、地域医療感染症対策室
	市民生活部長	子どもすこやか対策部	子育て支援課、子育て相談課、青少年課
	保健福祉部長		
	子どもすこやか部長	産業経済対策部	商工振興課、観光交流課、農林振興課、農業委員会事務局
	産業経済部長	都市整備対策部	都市計画課、土木課、公園緑地課、建築住宅課、建築指導課、定住促進室
	都市整備部長	地域振興整備対策部	新里支所市民生活課、新里支所地域振興整備課、黒保根支所市民生活課、黒保根支所地域振興整備課
	地域振興整備局長	水道対策部	総務課、工務課、浄水課、下水道課、境野水処理センター
	水道局長	教育対策部	総務課、教育未来室、学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、図書館
	議会事務局長	消防対策部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、消防署(桐生消防署、東分署、南分署、桐生みどり消防署、大間々新里分署、黒保根東分署)
	教育委員会 教育部長		
教育部参事			
消防長			
	防災・危機管理課長		
本部 連絡員	本部規定で 指名するもの		

2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長、共創企画部長の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 本部の各部長、各課長及び事務分掌

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
共創企画対策部 (共創企画部長)	防災・危機管理課 (防災・危機管理課長)	1 対策部相互の連携及び連絡調整に関する事 2 対策本部の設置及び廃止に関する事 3 対策本部会議及び市防災会議に関する事 4 気象予報警報、災害情報の受信及び伝達に関する事 5 配置体制、その他本部命令の下达に関する事 6 被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報告に関する事 7 自衛隊の派遣要請及び国・県等その他関係機関への要請・連絡に関する事 8 自主防災組織に関する事 9 業務継続計画(BCP)の運用に関する事 10 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事 11 その他いずれの部及び課にも属さないこと。
	企画課 (企画課長)	1 災害広報及び啓発活動に関する事 2 災害記録資料の収集に関する事
	特命推進室 (特命推進室長)	3 災害の報道に関する事 4 公共交通の運行に関する事 5 災害時における市民からの問合せに関する事
	魅力発信課 (魅力発信課長)	6 市外からの被災者・避難者支援に関する事 7 帰宅困難者支援に関する事
	広域連携推進室 (広域連携推進室長)	8 防災・危機管理課との連絡及び業務応援に関する事
	秘書室 (秘書室長)	1 本部長及び副本部長(副市長)の秘書に関する事 2 見舞い者の対応に関する事

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
総務対策部 (総務部長) (議会事務局長)	総務課 (総務課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。
	議事課 (議事課長)	2 本庁舎の災害対策に関すること。 3 市議会議員との連絡に関すること。(議事課) 4 避難所の開設及び運営に関すること。
	人材育成課 (人材育成課長)	1 職員の動員、派遣要請及びあっせんに関する こと。
	DX推進室 (DX推進室長)	2 職員の状況把握に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。
	財政課 (財政課長)	
	税務課 (税務課長)	1 災害応急措置関係予算に関する こと。
	納税課 (納税課長)	2 避難所の開設及び運営に関する こと。 3 避難者への応急措置に関する こと。
	出納室 (出納室長)	4 避難所への市内外からの避難者受 入れに関する こと。 5 被災宅地の実態調査の業務応援 に関する こと。(都市整備対策部と連携)
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	6 住家被害認定調査に関する こと。 7 見舞金の受付及び出納に関する こと。 8 市有自動車の確保に関する こと。
契約検査課 (契約検査課長)		
市民生活対策部 (市民生活部長)	地域づくり課 (地域づくり課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 災害時における市民活動に関する情報の収集及び提 供に関する こと。 3 市民活動の総合調整に関する こと。
	市民相談情報課 (市民相談情報課長)	4 自治組織(各区代表者)への連絡に関する こと。 5 市民相談所開設に関する こと。 6 外国人に対する情報提供及び相談に関する こと。 7 災害時における交通対策に関する こと。 8 交通関係機関との連絡調整に関する こと。
	環境課 (環境課長)	1 ヘリポートに関する こと。 2 環境保全に関する こと。 3 県外の原子力施設事故の対策に関する こと。 4 被災区域住民名簿の調製に関する こと。
	市民課 (市民課長)	5 死体収容施設の確保及び火葬に関する こと。 6 避難所(体育施設)の確保及び運営に関する こと。
	スポーツ・文化振興課 (スポーツ・文化振興課長)	
	清掃センター (清掃センター所長)	1 災害時におけるごみの処理に関する こと。 2 ごみ処理施設等の災害対策に関する こと。 3 災害時における避難所の仮設トイレに関する こと。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
保健福祉対策部 (保健福祉部長)	健康長寿課 (健康長寿課長)	1 部内の総合調整並びに子どもすこやか対策部及び支所の関係課との調整に関する事。 2 要配慮者(高齢者)の救護及び援護に関する事。 3 高齢者福祉施設の災害対策に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 5 避難所(黒保根町保健センター等)の確保に関する事。 6 巡回健康相談に関する事。 ※ 新里町、黒保根町の各保健センターは、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。
	福祉課 (福祉課長)	1 要配慮者(障がい者、その他)の救護及び援護に関する事。 2 障害者福祉施設の災害対策に関する事。 3 救援物資の保管、受け払い及び供与に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡、報告に関する事。 5 日赤群馬県支部との連絡、報告に関する事。 6 日赤奉仕団・ボランティアの応援及び協力に関する事。 7 災害弔慰金、災害援護資金に関する事。
	医療保険課 (医療保険課長) 地域医療感染症対策室 (地域医療感染症対策室長)	1 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 2 救急薬品、防疫資器材等の調達供給に関する事。 3 感染症の予防に関する事。 4 救護所の開設及び運営に関する事。 5 避難所の食中毒予防に関する事。
子どもすこやか対策部 (子どもすこやか部長)	子育て支援課 (子育て支援課長)	1 部内の総合調整並びに保健福祉対策部及び支所の関係課との調整に関する事。 2 災害時における保育園児等の避難、登降園の指導及び応急保育に関する事。
	子育て相談課 (子育て相談課長)	3 要配慮者(乳幼児)の救護及び援護に関する事。 4 児童福祉施設の災害対策に関する事。 5 避難所(保育園等)の確保に関する事。 6 帰宅困難者に関する事。
	青少年課 (青少年課長)	7 巡回健康相談に関する事。 8 自衛隊派遣部隊の受入れ施設(青年の家、野外活動センター)に関する事。

保健活動を担当する別班

部 (部長担当職)	班 (担当職)	分 掌 事 務
保健福祉部 (保健福祉部長)	保健活動班 (統括保健師)	1 救護所における保健活動に関する事。 2 指定避難所における保健活動に関する事。 3 避難者等への保健活動に関する事。 4 要支援者への保健活動に関する事。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
産業経済対策部 (産業経済部長)	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 3 伝建地区内及び日本遺産構成文化財関係災害 情報の収集に関する こと。
	観光交流課 (観光交流課長)	4 関係機関との連絡調整に関する こと。 5 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 6 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関する こと。
	日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)	7 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 8 物資の輸送に関する こと。 9 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関する こと。
	農林振興課 (農林振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に 関する こと。
	農業委員会事務局 (事務局次長)	7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関する こと。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
都市整備対策部 (都市整備部長)	都市計画課 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の緊急活動に関する事。 2 幹線道路の災害情報の収集に関する事。 3 緊急道路網の確保に関する事。 4 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 5 応急仮設住宅用地に関する事。
	土 木 課 (土木課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防関係機関との連絡調整に関する事。 2 水防情報及び土木関係災害情報の収集に関する事。 3 河川水路の状況把握及び応急措置に関する事。 4 道路及び橋梁等の被害状況の取りまとめ及び復旧に関する事。 5 土石流危険渓流の調査及び応急措置に関する事。 6 防災行政無線に関する事。 7 建設関係業者に対する要請・連携に関する事。 8 急傾斜崩壊危険箇所に関する事。
	公園緑地課 (公園緑地課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園施設、街路樹、公共緑地等の災害対策及び被害調査に関する事。 2 避難所(公園)の確保に関する事。
	建築住宅課 (建築住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市有建築物の調査・対策に関する事。 2 被災市有建築物使用安全度の判定に関する事。 3 建築関係業者との連絡調整に関する事。 4 災害市営住宅に関する事。 5 応急仮設住宅の建築に関する事。
	建築指導課 (建築指導課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間建築物の被害状況の把握に関する事。 2 被災宅地の実態調査に関する事。 3 被災宅地・建物の応急危険度判定に関する事。
	定住促進室 (定住促進室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間賃貸住宅の借り上げに係る関係団体との連絡調整に関する事。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
地域振興整備対策部 (地域振興整備局長)	新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 (新里支所市民生活課長) (黒保根支所市民生活課長)	1 対策本部との連絡調整及び支所内の総合調整に関すること。 2 支所管内の災害情報の収集及び管内住民への伝達に関すること。(共創企画対策部と連携) 3 支所管内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ、報告に関すること。 4 支所管内の防災行政無線に関すること。(共創企画対策部と連携) 5 支所管内の避難所の開設に関すること。(総務対策部、教育対策部と連携) 6 避難所(町内集会所)の確保に関すること。 7 支所管内の災害救助の総合調整に関すること。(保健福祉対策部と連携) 8 支所管内における食料、生活物資等の配布に関すること。(保健福祉対策部、産業経済対策部と連携) 9 支所管内の医療、救護、防疫などに関すること。(保健福祉対策部と連携) 10 支所管内の死体収容所の確保に関すること。(市民生活対策部と連携) 11 支所管内のヘリポートに関すること。(市民生活対策部、教育対策部と連携) 12 本庁への応援要請その他本庁関係対策部との連携に関すること。 13 その他支所管内のいずれの課にも属さない事項に関すること。
	新里支所地域振興整備課 黒保根支所地域振興整備課 (新里支所地域振興整備課長) (黒保根支所地域振興整備課長)	1 支所管内の公共土木施設、農林業関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。(産業経済対策部、都市整備対策部と連携) 2 支所管内の農作物及び家畜の被害調査及び応急措置に関すること。(産業経済対策部と連携) 3 支所管内の商工業関連の被害調査及び応急措置に関すること。(産業経済対策部と連携) 4 黒保根支所管内の応急給水及び水質検査に関すること。(水道対策部と連携) 5 ヘリポート(花見ヶ原キャンプ場)の確保に関すること。(市民生活対策部と連携) 6 避難所(黒保根町交流促進センター)の確保に関すること。 7 その他産業経済対策部、都市整備対策部など本庁の関係対策部との連携に関すること。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
水 道 対 策 部 (水 道 局 長)	総 務 課 (総 務 課 長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 応急復旧用資機材の調達に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 情報収集及び広報に関する事。
	工 務 課 (工 務 課 長)	1 水道施設の災害対策に関する事。 2 被災水道施設の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 3 応急給水に関する事。
	浄 水 課 (浄 水 課 長)	1 水源地・浄水場及び配水施設の災害対策に関する事。 2 被災水源地・浄水場及び配水施設の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 3 新里地区及び黒保根地区の被災水道施設の被害調査及び応急措置に関する事。 4 新里地区及び黒保根地区の応急給水に関する事。 5 飲料水の安全確保に関する事。 (水道水の放射性物質を含む。) 6 水質検査に関する事。(放射性物質を含む。)
	下 水 道 課 (下 水 道 課 長)	1 公共下水道の災害対策及び応急措置に関する事。 2 下水道施設の被害調査に関する事。 3 避難所(一本木会館)の確保に関する事
	境野水処理センター (境野水処理センター所長)	1 下水処理場・小規模汚水処理場・汚水中継ポンプ場等の災害対策に関する事。 2 下水処理場・小規模汚水処理場・汚水中継ポンプ場等の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 3 避難所(三ツ堀会館)の確保に関する事。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
教育対策部 (教育部長)	総 務 課 (総 務 課 長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事 務。
	学 校 教 育 課 (学 校 教 育 課 長)	2 教育関係災害情報の収集に関する事 務。 3 関係機関の連絡に関する事 務。
	教 育 未 来 室 (教 育 未 来 室 長)	4 避難所(市立小・中・高等学校・、幼稚園、公 民館、新里社会体育館)の確保及び連絡調整に 関する事 務。 5 市立幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避 難及び登下校等の指導に関する事 務。
	生 涯 学 習 課 (生 涯 学 習 課 長)	6 災害時における児童生徒の応急教育に関する 事 務。 7 教職員の配置体制に関する事 務。
	文 化 財 保 護 課 (文 化 財 保 護 課 長)	8 ヘリポート(黒保根運動公園)の確保に関する 事 務。 9 炊き出し及び食料の配給に関する事 務。
	図 書 館 (図 書 館 長)	10 災害復旧活動に協力する社会教育団体等との 連絡調整に関する事 務。

部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
消 防 対 策 部 (消 防 長)	総 務 課 (総 務 課 長)	1 消防職員及び消防団員の招集・配備に関する事 2 各課との連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 消防車両等の燃料、その他の必要物資等の調達支給に関する事 5 部内の総合調整に関する事
	予 防 課 (予 防 課 長)	1 災害情報の収集、広報及び報告に関する事 2 危険物施設等の災害措置に関する事 3 その他防衛活動に支障のある物質(圧縮アセチレンガス等)の措置に関する事 4 火災等の調査に関する事
	警 防 課 (警 防 課 長)	1 災害情報の収集に関する事 2 災害状況の報告及び記録に関する事 3 災害現場の救助並びに救急対策に関する事 4 消防活動の記録に関する事 5 消防水利に関する事 6 災害時における消防機器の故障対策に関する事 7 警防計画の策定に関する事 8 消防部隊の運用に関する事 9 消防相互応援に関する事
	通 信 指 令 課 (通 信 指 令 課 長)	1 消防隊の出動指令に関する事 2 災害状況の速報に関する事 3 災害現場との通信記録に関する事 4 通信の運用及び無線統制に関する事 5 気象情報に関する事 6 関係機関との連絡に関する事 7 通信施設の保守に関する事
	消 防 署 (桐 生 消 防 署 長) (桐 生 消 防 署 副 署 長) (東 分 署 長) (南 分 署 長) (桐 生 み どり 消 防 署 長) (桐 生 み どり 消 防 署 副 署 長) (大 間 々 新 里 分 署 長) (黒 保 根 東 分 署 長)	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 2 災害現場の救助並びに救急活動に関する事 3 避難の誘導に関する事 4 障害物の除去に関する事 5 写真記録に関する事

5 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各課は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第4節 災害警戒本部等の設置

全ての部局

1 災害警戒本部の設置

副市長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 市内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を公表し、副市長が必要と認めたとき。
- (3) 震度に関わらず県内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡調整を図るため、副市長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は副市長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

副市長は、地震による被害の発生するおそれがなくなり、災害警戒本部を設置する必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

なお、災害警戒本部の廃止後に被害が明らかになった場合など、一連の災害対応が収束するまでの間は、継続して災害警戒本部の各組織により対応するものとする。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第5節 職員の非常参集

全ての部局

桐生市災害対策本部及び桐生市災害警戒本部を設置した場合における職員の動員は、本節の定めるところによるものとする。

1 本部員の動員

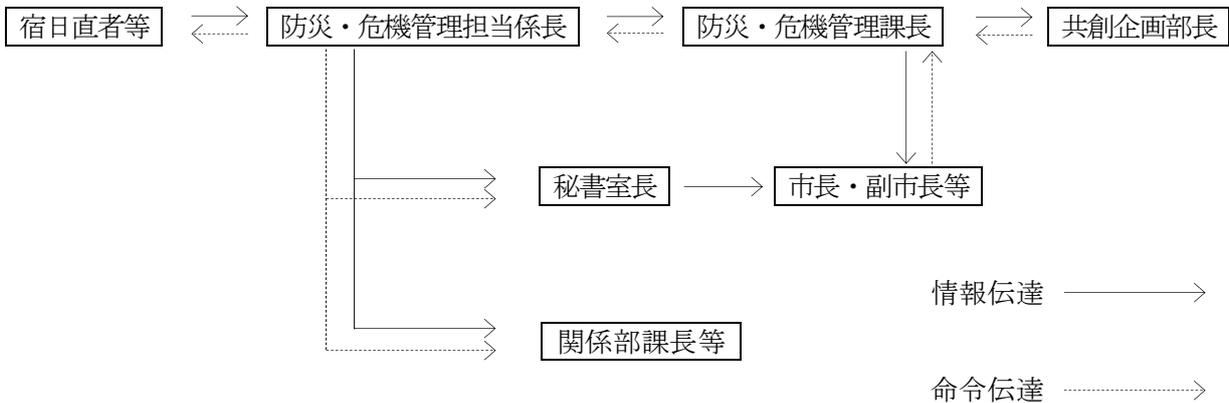
(1) 勤務時間中における動員

本部の動員については、本部長の命に基づき次の順序で伝達する。



(2) 勤務時間外における動員

土曜、日曜、休日、夜間等勤務時間外においては、宿日直者等は次の順序で電話等により速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努めるものとする。



(3) 動員の決定

本部における課員の動員の基準及び動員規模は、次のとおりとする。

区分	適用基準	動員規模
第1号動員	震度4の地震が発生した場合	関係部署の職員等、市内の被害の調査、情報収集に必要な体制とする。 (消防職員を除く全職員の25%程度)
第2号動員	震度5弱～5強の地震が発生した場合	第1号動員に加え、災害発生 of 覚知とともに直ちに災害応急活動ができる体制とする。 (消防職員を除く全職員の50%)
第3号動員	震度6弱以上の地震が発生した場合	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。(全職員)

※ 災害等により本人又は家族が負傷し、勤務することが困難と認められるとき、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

第6節 広域応援の要請等

共創企画部、総務部、消防本部、県(総務部)、警察

災害時において、市は他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通応援等に協力して、災害応急対策の迅速かつ円滑化を図るものとする。

1 市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(2) 災害応援協定の締結

市長は、基本法第67条に定める災害応急措置に関する応援協定について近接市町村と協定を締結するよう努めるものとする。また、大規模被害時に同時被災を避ける観点から、遠方の市町村との協定締結についても考慮するものとする。

なお、協定書の締結がない場合であっても、できる限り近接市町村と相互に応援協力するよう努めるものとする。

(3) 県に対する応援の要請

基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

(4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

2 消防本部が行う応援の要請

(1) 消防本部は、他の消防本部の応援を必要とするときは、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定により応援を要請するものとする。

(2) 消防本部は、他都道府県の消防本部(「緊急消防援助隊」)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、市長より知事(県消防保安課)に要請するものとする(具体的な内容は、震災対策編第2部第2章第7節「消防広域応援の要請」及び同部同章第9節「広域航空消防応援の派遣要請」を参照)。

3 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関に対する職員派遣の要請
基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請
基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

4 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を受援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

5 広域的な応援体制

- (1) 市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

6 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、基本法第73条の規定に基づき、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

本節の関係資料

資料編 10-2 広域航空消防応援等要請連絡

- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 20-1 災害応援協定等一覧表

第7節 消防広域応援の要請

消防本部

大規模若しくは特殊な災害の発生によって、市域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合に、応援要請、緊急消防援助隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものとする。

1 災害状況の把握

(1) 災害状況把握項目

市長は、次の項目について初期に把握するものとする。

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害の状況(現況、拡大予想)
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 気象・地形あるいは市街地の状況
- カ その他必要な事項

(2) 災害状況の連絡

市長は、把握した災害状況を基に、応援要請の可能性があると考えられる場合

- ア 県
 - イ 代表消防機関
- に災害状況を連絡する。

(3) 応援要請準備

市長は、災害状況により広域応援の可能性があると考えられる場合、応援要請の準備のため、次の事項の確認を行う。

- ア 指揮体制
- イ 無線通信体制
- ウ 補給体制
- エ 宿泊施設
- オ その他必要事項

2 応援要請

(1) 県内の消防本部への応援要請

消防長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき、県内の消防本部への応援を要請する。

- ア 要請基準等
 - (ア) 災害が拡大し、市町村の境界を越えて被害が及ぶおそれがある場合
 - (イ) 災害の状況によって、管内の消防力では、災害防御等が困難又は困難が予想される場合
 - (ウ) 多数の人員、車両、資機材若しくは特殊資機材等を必要とする場合
 - (エ) その他応援要請の必要がある場合

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

市長は、大規模災害等により必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

- ア 要請基準等
 - (ア) 災害が拡大し、県の境界を越えて被害が及ぶおそれがある場合
 - (イ) 災害の拡大等によって、上記(1)の消防力を得てもなお消防力が不足する場合
 - (ウ) 県内で災害が多発若しくは災害の拡大等により、上記(1)の応援が得られない場合
 - (エ) その他応援要請の必要がある場合

(3) 応援要請事項

ア 要請即報(応援要請時に入れる)

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 要請側消防機関名
- (エ) 連絡担当者
- (オ) 災害の状況(現況、拡大予想)
- (カ) 人的、物的被害の状況
- (キ) 気象、地形あるいは市街地の状況
- (ク) 応援部隊の任務概要
- (ケ) 必要とする人員・車両・資機材の概要・応援予定期間
- (コ) その他必要な事項

イ 要請詳報(応援側の受諾が判明した時点)

- (ア) 応援部隊の到着希望時間
- (イ) 集結場所又は現地担当者待機場所
- (ウ) 使用無線系統波
- (エ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
- (オ) 道路交通、気象等の状況
- (カ) その他必要な事項

3 指揮体制

緊急消防援助隊を円滑に運用し、火災防御、人命救助等の消防活動を有効に行うため、消防本部は次の事項に留意して指揮体制の強化を図るものとする。

(1) 指揮本部

指揮本部には、指揮班、作戦班、情報収集班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊(県内応援隊)からの応援を得ることも考慮しておくものとする。

(2) 指揮系統

指揮は、おおむね次のとおりとする。

- ア 指揮本部長は、消防長とする。
- イ 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。
- ウ 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

(3) 部隊運用

部隊運用は、おおむね次のとおりとする。

- ア 応援部隊の運用は応援側市町村又は応援側都道府県単位で運用する。
- イ 指揮本部長は、部隊の増強・交代等に備え、予備隊の確保に努めるものとする。

4 補給体制

市及び県は、大規模災害が発生した場合若しくは災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、おおむね次により消防部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を確立するものとする。

(1) 補給部編成

- ア 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給係に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- イ 補給隊は、要請側の消防職員等をもって編成する。

(2) 補給方法

- ア 補給隊は、補給係と緊密な連絡を行い、災害活動の支障とならないよう配慮する。
- イ 支給場所を明確にし、活動部隊ごとに漏れの生じないよう支給する。
- ウ 緊急性のある補給物資にあつては、優先的に支給する。

(3) その他

消防活動が長期化する場合は、隊員の疲労等を考慮し、学校校舎、体育館等多数の人員を収容することのできる場所を宿泊施設として活用できるようその確保に努めるものとする。

5 無線通信運用体制

無線通信運用体制は、次のとおりとする。

(1) 統制波

指揮本部、指揮支援本部、調整本部、都道府県大隊本部及び航空隊相互間の通信は、統制波 1 を使用する。

(2) 主運用波

被災地消防本部間で使用する。

(3) 他県の主運用波

応援都道府県内における部隊間の交信に使用する。

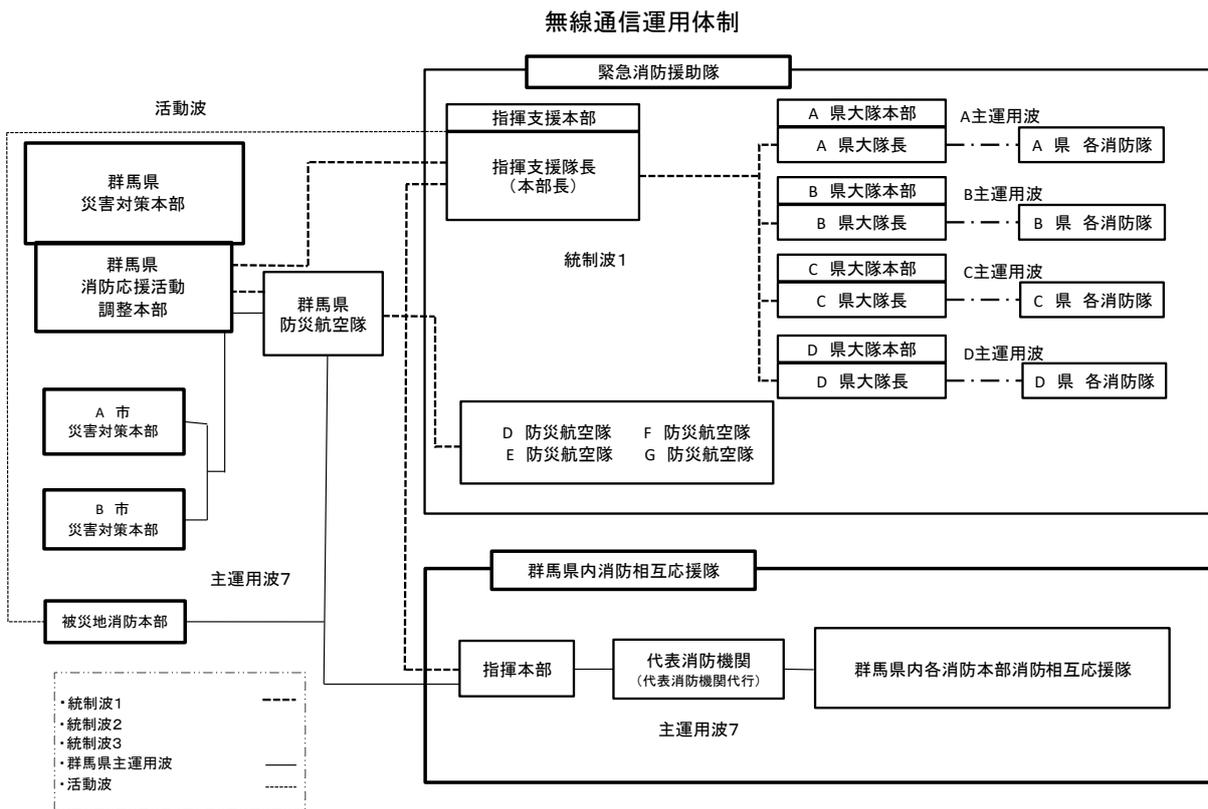
(4) 消防本部の活動波

消防本部及び応援都道府県大隊との交信に使用する。

(5) 県内消防本部の対応

県内の消防本部は、統制波 1 を常時開局しておくものとする。

(6) 無線通信運用系統図



6 緊急消防援助隊の運用に関する事項

- (1) 災害時の体制整備
緊急消防援助隊の要請を行う場合には、消防本部は、次の点に留意して受入体制を整備するものとする。
- ア 応援部隊への情報提供(要請詳細)
 - イ 集結場所への連絡員の派遣
 - ウ 応援部隊への活動内容、指揮体制及び連絡体制の確立
 - エ 応援部隊への補給
 - オ 応援部隊への支援体制の確立
 - カ 長時間活動状態における休憩、宿泊施設の整備
 - キ 応援部隊の活動必要資機材の調達
 - ク 応援部隊の安全管理
 - ケ 応援部隊の現場引揚げに対する配慮
- (2) 関係機関との連携
広域災害の種別に応じて次の関係機関との間に事前段階及び災害現場において必要な事項について連携を図るものとする。
- ア 自衛隊
 - イ 警察
 - ウ 水道管理者
 - エ 道路管理者
 - オ 医療機関
 - カ その他関係官公庁
 - キ 民間輸送機関
 - ク その他

7 その他必要事項

- (1) 消防部隊集結場所の確保
市あるいは都道府県における応援部隊の受入体制として、次により集結場所を確保する。
- ア 地理的条件のよい幹線道路接近場所
 - イ 大部隊が集結できる場所
 - ウ 避難地と異なる場所
 - エ その他
- (2) 誘導員の配置
応援部隊の道案内のため、誘導員をおおむね次の場所に配置する。
- ア 国道及び県道等からの進入路及び交差点
 - イ その他
- (3) その他
- ア 医療機関の位置表示図の作成
 - イ 備蓄倉庫等の位置表示図の作成
 - ウ その他消防活動上必要な地図等の整備

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第8節 防災航空センターへの応援要請

市民生活部、消防本部

1 応援の要請

災害が次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認める場合に、市長は、知事に対して要請を行う。

- (1) 市の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) 防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他緊急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 要請の方法

要請の方法は、防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。
なお、事後速やかに応援出動要請書を提出する。

- 1 応援の種別
- 2 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- 3 災害現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- 5 臨時ヘリポート場所及び地上支援体制
- 6 その他の必要事項

3 臨時ヘリポートの選定

市は、避難場所と競合しない臨時ヘリポートを選定しておくものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-----------------|
| 資料編 | 10-1 | 群馬県防災航空センター応援要請 |
| 同 | 13-1 | ヘリポート予定地一覧 |

第9節 広域航空消防応援の派遣要請

消防本部

これは、消防組織法第44条の規定に基づき、大規模特殊災害が発生した場合、他都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請する場合の要請手続その他必要な事項を定めるものである。

1 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- 1 大規模な地震、風水害等の自然災害
- 2 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等
- 3 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- 4 その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 広域航空消防応援の種別

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救助物資、資機材、人員等の輸送のための出場

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。
 - ア 要請先(応援側)市町村
 - イ 要請者、要請日時
 - ウ 災害の発生日時、場所、概要
- (2) 消防長は、応援要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報すると同時に、知事へも同様の連絡を行うものとする。
 - ア 必要とする応援の具体的内容
 - イ 応援活動に必要な資機材等
 - ウ 離発着可能な場所及び給油体制
 - エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
 - オ 離発着場における資機材の準備状況
 - カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
 - キ 他の消防本部にヘリコプターの応援を要請している場合の消防本部名
 - ク 気象の状況

- ケ ヘリコプターの誘導方法
- コ 当消防本部の連絡先
- サ その他必要な事項

4 広域航空消防応援のために出場したヘリコプターの指揮等

- (1) 出場したヘリコプターの指揮は消防長が行うものとする。この場合、当該ヘリコプターに搭乗している指揮者がヘリコプターの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨消防長に通知するものとする。
- (2) 当該ヘリコプターに搭乗している指揮者は活動に当たって当該消防本部通信指令課及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

5 経費負担区分

市は応援活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。

- (1) ヘリコプターの燃料費
- (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
- (3) 当該応援により特別に必要なとなったヘリコプターの修繕費
- (4) 応援中に発生した事故の処理に要した経費(土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償、機体の補償費、その他の諸経費)。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害を除く。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、その都度協議し決めるものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|---------------|
| 資料編 | 10-2 | 広域航空消防応援等要請連絡 |
| 同 | 13-1 | ヘリポート予定地一覧表 |

第10節 自衛隊への災害派遣要請

共創企画部、県(総務部)、県警察、自衛隊

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊の災害派遣要請に係る措置

- (1) 市長は、災害時における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が市等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要であり若しくは効果的であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事(危機管理課)に要求するとともに、桐生警察署長に連絡する。
- (2) (1)の要求は、資料編の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 市長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。

- (4) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を陸上自衛隊第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 緊急を要する場合の口頭による要請先は、次表のとおりとする。

送付先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第12旅団 司令部第3部防衛課	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	NTT 0279-54-2011 内線2286・2287 内線(夜間・当直室)2208 防災行政無線 71-3242

- (6) 市長は、(4)の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続については、基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防及び自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて市災害対策本部に市、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(震災対策編第2部第2章第2節6「自衛隊連絡室」に準ずる)。

6 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

9 派遣部隊の受入

(1) 市における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである

施設名	管理責任者	電話	収容人員数
桐生市立青年の家	所 長	47-2186	500人
桐生市青少年野外活動センター	所 長	32-2644	200人
新里福祉センター	所 長	74-0090	100人
ふるさと探訪ふれあい館	地域振興整備課長	96-2113	40人

(2) 市におけるヘリポート予定地

避難場所と競合しない臨時ヘリポートを選定しておくものとする。

選定については、震災対策編第2部第2章第8節3「臨時ヘリポートの選定」に準ずる。

(3) 状況に応じて、自衛隊と協議の上、(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。

【参考】災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

資料編 10-3 自衛隊の災害派遣要請等様式

同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速かつ的確に行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

共創企画部、消防本部、住民、自主防災組織、警察、自衛隊、県(総務部ほか)、その他の防災関係機関

1 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、市役所及び事業所等の資機材の貸出しを受けるものとする。
- (4) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防本部による救助・救急活動

消防本部は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し、多数の隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防本部は、必要に応じ消防相互応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防本部(緊急消防援助隊)の派遣を要請するよう、市長より知事(消防保安課)に要請するものとする。
- (7) 消防本部は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 市による救助・救急活動

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、僅かな音や声を聞き分ける必要がある場合、救出活動実施機関は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

5 被災地域の市町村への応援

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

6 関係機関の連携

- (1) 市は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、県、各消防機関、警察及び自衛隊と情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。(震災対策編第2部第2章第10節5「災害派遣活動の総合調整」に準ずる)。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動するDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 市及び県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

9 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

本節の関係資料

資料編	10-1	群馬県防災航空センター応援要請
同	10-2	広域航空消防応援等要請連絡
同	10-3	自衛隊の災害派遣要請等様式
同	11-1	医療機関一覧表
同	14-1	災害備蓄品等備蓄状況
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第2節 医療活動

保健福祉部、県(健康福祉部、総務部)、警察、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、桐生市医師会、医薬品及び医療資機材の供給業者、その他の医療関係機関

災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 救護所の設置
市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。
- (2) 救護班の派遣
市は、桐生市医師会等に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班(DMAT等)の派遣を要請する。
- (3) 救護所での活動
救護所では次の医療活動を行う。
 - ア 傷病者に対する応急処置
 - イ トリアージ(傷病者ごとの治療の優先順位)の実施
 - ウ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 死亡の確認
 - オ 緊急時の助産

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員及び看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 後方医療活動

救護所及び災害拠点病院及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県(医務課)と調整して被災地域外の医療機関に広域の後方医療活動を要請する。

被災地域外の医療機関への搬送は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関に対する応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同で行う。

7 被災者のこころのケア対策

市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携の下、以下の活動を行う。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供 |
| 2 | こころのケア対策現地拠点の設置 |
| 3 | 精神科医療の確保 |
| 4 | 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及び受入れ |
| 5 | こころのホットラインの設置と対応 |
| 6 | その他災害時のこころのケア活動に必要な措置 |

8 薬剤師班の派遣

指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国(厚生労働省)に対して、薬剤師の派遣を要請する。

9 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (3) 市又は県(薬務課)は、県薬剤師会及び群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

10 費用の負担

救護のため要した費用(災害救助法が適用された場合を除く。)は、市が負担するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 11-1 医療機関一覧表
- 同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第3節 消火活動

消防本部、消防機関、住民、自主防災組織、企業、県(総務部)

1 活動方針

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となって多くの物的、人的被害をもたらすことが考えられる。このため、通報、ヘリコプター、避難場所からの情報等により、可能な限り早く火災情報を収集し、消防隊の全機能を挙げて、出火防止及び延焼拡大防止に当たる。

火災情報により市の消防力では対応することが困難な場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動に当たる。

2 住民・自主防災組織及び事業所による消火活動

- (1) 住民及び自主防災組織による消火活動
住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するものとする。
- (2) 企業による消火活動
企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。
なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

3 消防による消火活動

消防本部は、消防団と連携し、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

- (1) 地震火災への原則
 - ア 避難場所及び避難路確保優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。
 - イ 重要地域優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
 - ウ 消火可能地域優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - エ 市街地火災消防活動優先の原則
工場、危険物許可施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。
 - オ 重要な消防対象物優先の原則
重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。
- (2) 活動要領
 - ア 火災状況の把握
消防本部は、119番・110番通報、避難場所からの情報、市役所・支所からの情報、ヘリコプターからの情報等を総合して火災発生状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。
 - イ 消防本部の具体的な消防活動については、別に定める消防活動基準による。

ウ 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

4 応援要請

(1) 県内の消防本部への応援要請

消防長は、災害等の発生により必要な場合は、消防相互応援協定等に基づき県内の消防本部への応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

市長は、大規模災害等より必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

5 二次火災の予防

地震発生から数時間～数日後に発生する地震に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

消防は、鎮火後の再燃及び電力回復時の通電火災の防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

共創企画部、消防本部、県(県土整備部、総務部)、警察、道路管理者、自衛隊、鉄道事業者

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員及び情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

共創企画部、産業経済部、都市整備部、県(県土整備部、総務部)、警察、道路管理者、自衛隊、鉄道事業者

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両を通行禁止にするなどの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議の上(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
- また、交通規制に当たっては、県警察及び道路管理者と相互に密接な連絡を取るものとする。
- なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のため使用するもの
- 8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車

- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 市は、警察が交通規制を実施したときは、直ちに連絡を受けるものとする。
- (3) 道路管理者は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるとき、又は県公安委員会(警察本部、警察署)から要請を受けたときは、基本法第76条の4の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等するものとする。
- (4) 市は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (5) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 市は、警察署長の要請があった場合、交通指導員に緊急輸送道路の確保等の緊急時における交通整理を依頼するものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路における障害物の除去は、道路法並びに道路交通法に定めるところにより、それぞれ道路管理者、警察署長又は警察官が自力又は作業員、技術者及び建設作業員を動員して除去を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道路管理者は、基本法第76条の7の規定に基づき、知事(道路管理課)から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートの確保をすることが必要な場合、広域的な見地から指示を受けるものとする。
- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 道路管理者は、緊急輸送を確保するため必要と認めるとき又は、県(道路管理課)からその要請を受けた場合は、応急復旧等を実施するものとする。
- (6) 障害物は原則として次の場所に集積するものとする。
 - ア 状況により一時的に交通の障害にない場所
 - イ 県・市有空き地
- (7) 市及び県(道路管理課)は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。

4 航空輸送の確保

- (1) 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、市は、必要に応じ、避難場所と競合しないヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。

- (2) ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 輸送拠点の確保

- (1) 救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所は、桐生地方卸売市場に設置する。加えて、輸送拠点が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、関係機関及び住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

本節の関係資料

- 資料編 12-2 輸送拠点一覧表
同 13-1 ヘリポート予定地一覧表

第3節 緊急輸送

共創企画部、総務部、県(総務部、県土整備部)、県警察、その他の防災関係機関

1 輸送手段の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

- (1) 自動車の確保
 - ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等
 - イ 公共団体等の車両等
 - ウ 営業用自動車等
 - エ その他自家用車両等
- (2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示の上、契約検査課にて調達を行う。
 - ア 輸送区間又は借上期間
 - イ 輸送量又は台数
 - ウ その他
- (3) 市及び県は、必要に応じて関東運輸局(群馬運輸支局)に対して要請を行い、自動車運送事業者からの緊急輸送の協力を得るものとする。
- (4) 鉄道の確保
市及び県(交通政策課)は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

2 緊急通行車両の確認

- (1) 趣旨
知事(危機管理課、行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。
- (2) 緊急通行車両の区分
緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。
 - ア 第1順位の対象車両
 - (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (ウ) 被害情報収集のための政府及び地方公共団体の人員
 - (エ) 医療機関に搬送する重傷者
 - (オ) 交通規制に必要な人員及び物資上記(ア)～(オ)を輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
 - (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員及び情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資上記(カ)、(キ)を輸送する車両については、上記(ア)～(オ)の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
- イ 第2順位の対象車両
 - (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

(ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

上記(ア)～(ウ)を輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

(ア) 災害復旧に必要な人員及び物資

(イ) 生活必需品

上記(ア)、(イ)を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書の様式 資料編12-3-1

ウ 受付窓口

(ア) 県…行政県税事務所又は総務部危機管理課

(イ) 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

エ 交付物件

(ア)緊急通行車両確認証明書 資料編12-3-2

(イ)標章 資料編12-3-3

オ 確認処理簿 資料編12-3-4の例による。

本節の関係資料

資料編 12-3 緊急通行車両関係様式

同 20-1 災害応援協定等一覧表

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、消防本部、
消防機関、県警察、県(総務部、県土整備部)、自衛隊、自主防災組織

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。
- イ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。
- エ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- オ 市長のほか法令に基づき避難指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示を行うものとする。
- カ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。
- キ 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく避難指示等を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛官法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にい不在とき。

- (2) 明示する事項
避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。
- ア 避難対象地域
 - イ 避難を必要とする理由
 - ウ 避難先(屋内安全確保を含む)
 - エ 避難経路
 - オ 避難時の注意事項(災害危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の存在等)
- (3) 避難指示等の基準
- ア 地震により急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生するおそれがあり、周辺住民の避難を要すると認められるとき。
 - イ 地震により液状化等の被害が生じ、該当地区住民の避難を要すると認められるとき。
 - ウ 地震により河川の堤防等に被害が生じ、河川氾濫が発生するおそれがあり、周辺住民の避難を要すると認められるとき。
 - エ 火災の延焼により、住民の避難を要すると認められるとき。
 - オ その他、自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあると認められるとき。
- (4) 伝達方法
避難指示等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール、サイレン等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。
- (5) 市から関係機関への連絡
市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。
- (6) 避難指示等の解除
市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長、又はその他市長の職権を行う者が現場にいないときで、自衛官がこれを行う必要が生じたときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|-----|-------------------|
| 資料編 | 5-4 | 気象庁震度階級関連解説表 |
| 同 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |

第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

共創企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、子どもすこやか部、地域振興整備局、教育部

市長は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、必要に応じて速やかに指定避難所等を開設し、安全が確保されるまでの間、あるいは被害を受けた住家の復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保する。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、災害時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を速やかに総合防災情報システム等により県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

4 市外在住者、ホームレス等の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した市外在住者やホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 家庭動物同行者の避難場所の開放

市は、動物アレルギーや鳴き声等、他の避難者への配慮から避難所の生活スペースへ家庭動物の連れ込みを原則禁止していることから、あらかじめ選定しておいた家庭動物同行者の避難場所を設置し、周知するものとする。

6 指定避難所の運営

- (1) 開設された避難所へ受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所を追加開設し、適切な収容人数の確保に努める。
- (2) 感染症や長期の避難生活によるエコノミークラス症候群への注意喚起に努める。
- (3) 災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とする。指定避難所における生活場所への家庭動物の持込みは原則的に禁止とする。

7 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに資料編による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会、自主防災組織、消防団及びNPO法人・ボランティア等関係機関と連携し、避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅や車中等で避難生活を送る人(以下「在宅避難者等」という。)の把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

8 避難者に対する情報の提供

市は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

9 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - エ 自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、食料、水その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - ク 被災地における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合にはホテルや旅館等を活用することを含め検討に努めるものとする。

- (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難生活が長期化した場合は、必要に応じて、民間賃貸住宅及び旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、避難者の健康管理に特に配慮し、避難生活の長期化に伴う新たな課題などに対応するため、避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談を受け、ストレスの軽減や避難所運営の改善につなげるため、相談窓口等を設置することとする。
- (4) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

10 要配慮者への配慮

- (1) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。
また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。
- (3) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

- (1) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

12 男女のニーズの違い等に対する配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子ども等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- 1 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- 2 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- 3 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- 4 プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- 5 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- 6 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

- 7 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- 8 トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- 9 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- 10 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

13 在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

14 指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	6-1	避難所に関する類似用語の説明等
同	6-2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第3節 応急仮設住宅等の提供

都市整備部、県(県土整備部、総務部)

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 応急仮設住宅の建設は、県地域防災計画の定めるところにより知事が行い、市長は、補助機関として仮設住宅の必要な概数の把握や、入居者の選定及び敷地の確保について協力するものとする。
- (2) 市又は県(建築課)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (3) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (4) 市又は県(住宅政策課)は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (5) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市又は県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市又は県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 市又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 入居者の選定

応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の上、決定する。

入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。

5 住宅の応急復旧活動

市又は県(住宅政策課)は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 16-1 応急仮設住宅等の提供
- 同 16-2 住宅資材等の調達先及び建設業者

第4節 広域一時滞在

共創企画部、都市整備部、県(総務部ほか)

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、県内の他市町村へ協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) 他自治体より(1)の協議を受けた際は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、被災した住民に対し公共施設等を提供するものとする。
- (4) 他自治体より(1)の協議を受けた際は、被災市町村の住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、被災市町村に対し、通知するものとする。
- (5) 市は、県内の他市町村から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他都道府県内の市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ暇がないと認められるときは、市の要求を待たず、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。
- (4) 県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、県から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県(危機管理課ほか)及び指定地方公共機関等に対し要請する。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

共創企画部、総務部、都市整備部、教育部、県(総務部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会)

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市及び県においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の把握

市は、県から広域避難者を受入可能な施設の報告について依頼を受けた場合、あらかじめ指定した指定避難所の中から施設を選定し、県に報告する。また、施設の所在地、受入可能な人数等の施設に関する詳細情報についても提供する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県(危機管理課)へ報告するものとする。
- (2) 市及び県(危機管理課ほか)は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市及び県(危機管理課)は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 避難所開設の依頼

市は、県(危機管理課)と調整の上、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、震災対策編第2部第5章第2節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。

4 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県(危機管理課)と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

5 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
(震災対策編第2部第5章第2節2、3及び7の規定に準ずる。)
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
(震災対策編第2部第5章第2節8、9及び10の規定に準ずる。)
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(危機管理課)へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
市は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報誌を使用するなど、広域避難者への分かりやすい情報提供に努める。

6 市営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 県及び県内市町村との協力

市は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

9 避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けたときは速やかに避難所を閉鎖する。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 資料編 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第6節 帰宅困難者の支援

共創企画部

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。

帰宅困難者自身の安全確保の問題や、道路渋滞等の問題が予想されるため、帰宅不能の場合には交通機関復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援等を行うものとする。

1 情報の提供

市は、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社、わたらせ渓谷鐵道株式会社及びバス運行事業者と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に必要な被害状況や交通状況等の情報提供を行うものとする。

2 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するために、食料・飲料水・地図を配布するよう努めるものとする。

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、食料・水・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるように努め、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者等に協力を求めるものとする。

3 帰宅困難者に対する取組

(1) 普及啓発

市は、事業所等における一斉帰宅の抑制及び備蓄の促進等必要な対策を行うよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のため、既存の避難所等一時避難施設の提供に努めるものとする。

4 事業所等の取組

(1) 従業員の待機

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認の上、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、必要な食料・飲料水・毛布等の備蓄に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	6-2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市及び県等は、被災者の生活を維持するため、必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

共創企画部、産業経済部、水道局、教育部、水道事業者、
県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部、会計局)、日本赤十字社

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

さらに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の供給は、被災者等が直ちに食することのできるものとする。
- (3) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品及び副食品とし、また、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料など)。

3 食料の供給

- (1) 食料の供給は以下の場合において行うものとする。
 - ア 被災者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合
 - イ 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
 - ウ 被災地における救助活動、急迫した災害の防災活動等に従事するものに対して供給を行う場合
- (2) 食料の供給は以下の方法で行うものとする。
 - ア 避難所に収容されたもの
調達した食料をあらかじめ避難所ごとに指定された責任者を通じて供給する。
 - イ 被災者に対するもの
調達した食料を直接供給するほか、小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
 - ウ その他災害対策要員に対するもの
上記アに準じて行う。

4 炊き出しの場所、方法、期間等

- (1) 炊き出し場所
指定された炊き出し場所で行う。ただし、災害等の状況に応じては、避難施設において行う。

指定炊き出し場所

名 称	所 在 地	電 話
学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場	相生町3丁目333番地の1	46-6510
〃 新 里 共 同 調 理 場	新里町山上867番地1	74-8159

- (2) 炊き出しの方法
地区の自治会、婦人会及び婦人消防隊等の団体の協力を得て行うものとする。
- (3) 期間
炊き出し、その他による食料の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

5 飲料水の調達

- (1) 市は、被災地区に必要な飲料水を確保するため、次の対策を実施するものとする。
- ア 必要に応じ給水車、給水タンク、備蓄のペットボトル入り飲料等により被災者に対し給水を行う。
 - イ 水質検査を実施する。
 - ウ 飲料水の確保、給水活動が困難なときは、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - (ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - (イ) 製造・販売業者からの購入
 - (ウ) 相互応援協定締結市町村に対する応援要請
 - (エ) 県に対する応援要請
- (2) 給水の方法
- ア 輸送による給水
給水車、給水タンク、ポリ容器等に貯水し車両により被災地域へ輸送する。
 - イ 震災対策用飲料水貯水槽による給水
非常時の緊急用飲料水は、次の場所の震災対策用飲料水貯水槽等から確保する。

震災対策用飲料水貯水槽一覧

No.	設 置 場 所	容 量 (t)	設 置 年 度
1	桜 木 中 学 校	50	平成7年
2	川 内 中 学 校	50	平成7年
3	相 生 中 学 校	50	平成7年
4	清 流 中 学 校	50	平成8年
5	西 公 民 館 分 館 (旧 西 中)	50	平成8年
6	境 野 中 学 校	50	平成8年
7	黒保根町交流促進センター	1	平成24年

No.	設置場所	容量(t)	設置年度
8	新里東小学校	50	平成24年
9	梅田南小学校	3	平成26年
10	菱小学校	3	平成26年
	計	357	

間ノ島団地(飲料水兼用)防火水槽

No.	設置場所	全容量(t)	消防用水量(t)	飲料水用水量(t)	設置年度
1	3号等	100	40	60	平成10年
2	8号棟	60	40	20	平成9年
	計	160	80	80	

- (3) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者へ給水車等の応援を要請するものとする。

6 衣料、生活必需品等の調達

被災者に対する衣料・生活必需品等の供給又は貸与については、市長が実施する。不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合における被災者に対する衣料、生活必需品等の供給、物資の確保及び輸送は、知事が行い、被災者に対する供給は、知事の補助機関として市長が実施する。

- 1 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- 2 製造・販売業者からの購入
- 3 相互応援協定締結市町村に対する応援の要請
- 4 県に対する応援要請
- 5 義援物資の募集

7 物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会及びNPO法人・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障がい者及び乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

8 燃料の供給

災害時等において燃料が不足した場合、県と県石油協同組合との燃料供給に関する協定に基づき、市は、市民の安全を確保するため特に重要な施設、事業について県に対して燃料の優先供給を要請する。

市も一般事業者等との間で燃料の優先的な供給に関する協定の締結を推進するなど、燃料の調達体制の整備を進め、また、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料供給実施状況について情報提供に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	14-1	災害備蓄品等備蓄状況
同	14-2	食料等の調達先一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市及び県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

市民生活部、保健福祉部、都市整備部、水道局、県(健康福祉部、環境森林部)

1 被災者の健康の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士及び管理栄養士等を派遣し、巡回健康相談などを実施する。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請する。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者及び乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者及びNPO法人・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する食料や飲料水について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレ用の便座等を調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- (3) 市は、仮設トイレの管理に当たり、必要な消毒剤を用意・散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、境野水処理センターでし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県に応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理

- (1) 市は、ごみの収集運搬に関して、市内の被災状況、避難所の開設状況及びごみ収集車の配車状況等から収集運搬計画を作成し、ごみの収集運搬を行う。また、ホームページ等を活用して、ごみの分別方法や出し方の決まり等を住民に周知するものとする。
- (2) 市は、ごみの処理に関して、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、必要に応じて県や他市町村に応援を要請する。また、収集したごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

5 災害廃棄物の適正処理

市は、災害廃棄物処理に関する計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行うものとする。

6 報告

災害時に清掃応急対策を行ったときは、県地域防災計画に定める様式により、東部環境事務所を經由して県に報告するものとする。

7 災害時における動物の管理等

市及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、桐生が岡動物園内の特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

本節の関係資料

資料編	11-1	医療機関一覧表
同	15-1	市内清掃施設一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第2節 防疫活動

保健福祉部、県(健康福祉部)

市及び県(保健予防課)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 市の防疫活動

市は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。

2 防疫組織

- (1) 感染症予防委員の選任
市は、知事の設置指示に基づき選任する。
- (2) 防疫班
市は、防疫実施のため、市職員をもって編成する。
- (3) 検病調査班
市は、桐生保健福祉事務所で編成した検病調査班に協力する。

3 防疫の種別と方法

- (1) 防疫班は、知事の指示があったときは、次の防疫活動をする。
 - ア 予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施
 - イ 感染症法第27条に規定する消毒措置の実施
 - ウ 感染症法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除
 - エ 感染症法第31条に基づく生活の用に供される水の使用制限等(供給を含む)
 - オ 指定避難所の衛生保持
 - カ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 市は、検病調査班が行う被災者の検病調査と健康診断に協力する。
- (3) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (4) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(保健予防課)に協力を要請する。
- (5) その他、県(保健予防課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

4 報告

災害時における防疫に関する報告は、県地域防災計画によるほか群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。

<感染症法に基づく分類>

- 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- 二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る。)
- 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
- 四類感染症：E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽(たんそ)、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野うさぎ病
- ※ そのほか既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、上記に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- 五類感染症：インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- ※ そのほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、上記に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 新型インフルエンザ等感染症：新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ
- (「感染症法」改正 令和元年9月14日施行)

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市民生活部、消防本部、警察、県(健康福祉部)

1 行方不明者の搜索

市は、桐生警察署と協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体搜索

- (1) 遺体の搜索は、市において消防団及び奉仕団の労働等により救出に必要な機械器具等を使用して実施するものとする。
なお、市において実施できないときは、他機関から応援を得て行うものとする。
- (2) 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情により死亡していると推定される者に対して行う。
- (3) 災害救助法適用時の基準
 - ア 搜索期間
災害発生の日から10日以内とする。
 - イ 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

3 遺体の処置等

市は、災害により死者が発生したときは、関係機関等の協力を得て、次により遺体の処置を行うものとする。

- (1) 遺体の処置の範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案(死因、その他について医学的検査)
- (2) 遺体の処置の期間
 - ア 遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日間とする。
 - イ 災害発生から10日間で処置が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続(知事への申請手続)をとるものとする。
- (3) 遺体処置の費用
 - ア 遺体処置にかかる費用は、市の慣行料金の額以内とする。
 - イ 災害救助法適用時は、群馬県災害救助法施行細則の定めるところによる。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について桐生市斎場に収容し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。収容能力を超えた場合又は収容が不可能な場合は、他の利用可能な市有施設を使用するものとする。

- 1 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- 2 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- 3 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- 4 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 遺体の身元確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

災害によって死亡したもので、市長がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、市において直接土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次に留意すること。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後行う。

イ 身元不明の遺体については、埋葬は土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 災害救助法による場合の基準等

ア 対象及び範囲

災害の際、死亡したものについては、遺体の応急的処理を行うものとし、次の範囲により支給する。

(ア) 棺代

(イ) 埋葬又は火葬代

(ウ) 骨つぼ及び骨箱代

イ 費用

群馬県災害救助法施行細則の定めるところによる。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 公衆衛生上問題が生じる場合

市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

(4) 埋火葬能力を超える場合

市は、遺体の数が多数にのぼり、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|------------|
| 資料編 | 18-1 | 災害救助基準 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

共創企画部、県(知事戦略部、生活こども部ほか)、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関

1 広報活動

- (1) 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報内容
広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。
 - ア 気象等に関する情報
 - イ 災害発生(被害)情報
 - ウ 災害応急対策の実施状況
 - エ 地域住民のとるべき措置
 - オ 避難指示等の避難情報
 - カ その他民心の安定及び社会秩序維持のための必要な事項
- (3) 広報媒体
広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。
 - ア 広報車による広報
 - イ 防災行政無線による広報
 - ウ 防災ラジオによる広報
 - エ テレビ、ラジオ等マスメディアによる広報
 - オ 市のホームページによる広報
 - カ Twitter、Facebook等SNSによる広報
 - キ 広報紙、チラシ等の掲示、配布
 - ク 自主防災組織による広報
 - ケ 市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービスによる広報
 - コ 災害情報共有システム(Lアラート)による広報
- (4) 情報提供機関の連携
市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。
また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

- (5) 要配慮者への配慮
市、防災関係機関及び報道関係機関は、避難指示等の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。
- (6) 情報の入手が困難な者への配慮
市及び県は、災害により孤立化するおそれがある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者及び帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (7) 広報の記録
市は、広報に関する記録を整備保管しておくものとする。
- (8) 防災関係機関における広報
防災関係機関は、その他の防災関係機関と緊密な連絡の下に広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広く広報を実施する。

2 広聴活動

- (1) 窓口の設置
市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)等は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。
- (2) 安否情報の提供
市は、県(危機管理課)とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。
この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関及び都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第9章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

共創企画部、市民生活部、警察

1 安全確保

警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、市は県警察に必要な応じて上記の活動を求めるものとする。

2 犯罪の取締り

警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

市民生活部、水道局、教育部、消防本部、県、施設・設備等の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市、県及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとし、市と各事務所等関係機関との連絡を密に行うことに努める。
- (2) 市及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等における被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員(リエゾン)は、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県(ライフライン関係課等)、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国(国土交通省、防衛省等)と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|------------------|
| 資料編 | 4-1 | 各種ライフライン担当連絡先一覧表 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第2節 公共土木施設の応急復旧

都市整備部、地域振興整備局、公共土木施設の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋りょう、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。また、応急工事を実施する場合は、被害状況が分かる写真、その他関係資料を整備しておくものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 応急措置

公共土木施設の管理者は、災害により施設が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施工の必要があるとき(例えば堤防の決壊、道路、橋りょう等の被害による交通不能、若しくは、交通上甚だ危険なとき等)は、できる限り速やかに実情に即した方法により応急復旧を行うものとする。

4 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第3節 電力施設の応急復旧

共創企画部、電気事業者、県(企業局)

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は市と緊密な連絡を取り、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第4節 ガス施設の応急復旧

共創企画部、都市ガス事業者(公営ガス事業者を含む。)、LPガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、市と緊密な連携を取りながら供給区域内の情報を収集し、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止及び二次被害防止に努めるものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様に市及び県と緊密な連絡を取り、必要な応急復旧を行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 4-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表
同 20-1 災害応援協定等一覧表

第5節 上下水道施設の応急復旧

水道局、水道事業者

1 給水施設の迅速な応急復旧の実施

水道事業者は給水施設の応急復旧について、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

(1) 地震の場合

地震により配水管が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限に止め、要員を非常招集して復旧する。

(2) 給水の応援要請

水害及び地震等の災害により甚大なる被害を受け、井戸の汚染による使用不能又は水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められたときは、近接市町村又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

2 下水道の迅速な応急復旧の実施

(1) 市は、被災した下水道管きょ、下水終末処理施設等の下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 重要施設の優先復旧

市及び水道事業者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

4 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

5 水道関係機関相互間の応援

市及び水道事業者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

6 広報活動

市及び水道事業者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|------------------|
| 資料編 | 4-1 | 各種ライフライン担当連絡先一覧表 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第6節 電気通信設備の応急復旧

共創企画部、電気通信事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。特にNTTは、震災時における電信電話ライフラインを確保するとともに、通信手段に万全を期するため、市及び県等と緊密な連絡を取り、被災箇所の迅速・適正な復旧を実施する。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- 1 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- 2 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- 1 指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- 2 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- 3 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(web171)」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとし、市はこれに協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 20-1 災害応援協定等一覧表

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1節 二次災害の防止

共創企画部、産業経済部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、河川管理者、農業用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、県(県土整備部、総務部、健康福祉部、環境森林部)、県警察、消防機関、危険物施設等の管理者

1 二次災害の防止活動

- (1) 市及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 市は、前橋地方気象台より提供される応急活動を支援するための地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等に留意するものとする。

2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所(point)の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関及び住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (3) 市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難指示等の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けることができる。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 市は、余震による建築物等の倒壊や宅地の崩壊等による二次災害を防止するために、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を速やかに行い、応急処置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関及び警察機関等に連絡するものとする。

- (2) 圧縮アセチレンガス等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関及び警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 市、県(消防保安課、業務課、環境保全課)及び警察は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 空き家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

本節の関係資料

資料編	2-1	重要水防箇所一覧表
同	2-2	土石流危険溪流一覧表
同	2-3	地すべり危険箇所一覧表
同	2-4	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	2-5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同	2-7	山地災害危険地区一覧表
同	2-10	土砂災害警戒区域等の指定状況
同	2-11	土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表
同	7-1	桐生市で管理する水門・樋管等

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

共創企画部、保健福祉部、都市整備部、県(県民活動支援・広聴課)、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のNPO法人・ボランティア関係団体

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
1 避難誘導	1 被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
2 情報連絡	2 救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
3 給食、給水	3 建物応急危険度判定(建築士等)
4 物資の搬送・仕分・配給	4 被災宅地危険度判定
5 入浴サービスの提供	5 通訳(外国語、手話)
6 避難所の清掃	6 介護(介護福祉士等)
7 ごみの収集・廃棄	7 アマチュア無線
8 高齢者、障がい者等の介助	8 各種カウンセリング
9 防犯	
10 がれきの撤去	
11 住居の補修	
12 家庭動物の保護	

2 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と相互に連絡調整の上、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。具体的な取組事項は次に示すものとする。

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、市災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会及び市内ボランティア団体は、各避難所等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、各避難所等のボランティアニーズに基づき、ボランティアの受入を行うものとする。

5 ボランティア活動の支援

市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアの意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、啓発を行う。
- (2) 市は、県及び市社会福祉協議会と連携し、ボランティアリーダー等の育成に努める。
- (3) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、市のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市、県(県民活動支援・広聴課ほか)及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県から事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

総務部、保健福祉部、県(健康福祉部)、その他の防災関係機関

1 義援物資の受入れ

- (1) 需要の把握
県が義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。また市は、県が募集等を行わない場合及び市域内に災害が発生し、義援物資を募集することを必要と認めるときは、独自に実施するものとする。
- (2) 受入機関の決定
市及び県(健康福祉課)は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。
- (3) 集積場所の確保
受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分できる集積場所並びに仕分作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。
- (4) 受入物資の仕分
受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分を行うものとする。市は、受入物資の台帳を作成し、物資の種類、拋出者名、数量、保管場所を県に報告する。
- (5) 受入物資の配分
市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。
なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。
- (6) ボランティア及び民間事業者等の活用
大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。
- (7) 小口・混載の義援物資
小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分などの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

- (1) 義援金の募集
市及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。
- (2) 「募集・配分委員会」の設置
市及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。
 - ア 群馬県
 - イ 被災市町村
 - ウ 群馬県市長会
 - エ 群馬県町村会
 - オ 群馬県市議会議長会
 - カ 群馬県町村議会議長会
 - キ 日本赤十字社群馬県支部
 - ク 群馬県社会福祉協議会

- ケ 群馬県共同募金会
- (3) 募集の広報
義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。
- (4) 義援金の配分
ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。
イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。
ウ 義援金の被災者への支給は、市が遅滞なく行うものとする。

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

共創企画部、保健福祉部、子どもすこやか部、教育部、要配慮者利用施設の管理者、消防機関、
県(総務部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)、
県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市は、二次災害のおそれにより避難指示等を発令した場合は、地域住民及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき避難誘導を行うものとする。

避難後は、避難所における要配慮者のための専用スペースの確保や福祉避難所を設置するなど、要配慮者の視点や生活環境に配慮する。

要配慮者利用施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 市は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- イ 市長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難指示等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市は、必要に応じて、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

- 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
 - イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、最も安全と思われる経路を選定する。
 - ウ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、必要に応じて食料品・飲料水・生活必需品等及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師及び看護師等人材の確保を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

エ 介護、医療等のケアが必要で、指定避難所や福祉避難所での生活に不自由を来し、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所や入院を管理者に要請する。また、適当な入所・入院先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居宅に取り残された要配慮者の安否確認については、民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(震災対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難指示等の発令があったとき、又は地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織、市、消防機関及び警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設に取り残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域の自主防災組織、市、消防機関及び警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品等の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 市及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結施設の管理者は、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 ぐんまDWA T(災害派遣福祉チーム)

ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 福祉ニーズの把握 |
| 2 | 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等 |
| 3 | 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備 |
| 4 | その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援 |

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------------------|
| 資料編 | 3-2 | 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 |
| 同 | 5-4 | 気象庁震度階級関連解説表 |
| 同 | 6-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 |
| 同 | 20-1 | 災害応援協定等一覧表 |

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

教育部、学校管理者、県(生活子ども部、教育委員会)

1 地震情報の把握

小学校、中学校及び高等学校の管理者(以下、この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 被害状況の調査報告

- (1) 応急対策計画の策定のため、学校管理者は次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は市長に遅滞なく報告するものとする。市長は、被害の状況に応じて応急対策計画を策定し、応急復旧を実施する。
 - ア 学校施設の被害状況
 - イ その他教育施設の被害状況
 - ウ 教員その他職員のり災状況
 - エ 児童・生徒のり災状況
 - オ 応急措置を必要とする事項
- (2) 教育長は、取りまとめた被害状況を県地域防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

5 学校施設応急復旧

- (1) 市は、軽易な校舎の被害の場合は応急修理を行い、教室不足のときは、特別教室を転用する等の措置をとる。
- (2) 被害が大きく、応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。

- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰の物を集め、授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡の上、措置するものとする。

6 教育の確保

- (1) 教室及び運動場の確保
学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借り上げ等により、教室及び運動場の確保を図るものとする。
- (2) 代替教員の確保
教育委員会及びその他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。
- (3) 学用品等の支給
(震災対策編第2部第14章第2節「学用品等の支給」を参照)
- (4) 休校の判断
被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。
ただし、正規の授業は困難であっても、できる限り2部授業、3部授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (5) 休校の場合の措置
授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童の連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備工夫をする。
- (6) 応急授業に際しての配慮
応急授業に当たっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童の保健、危険防止等に留意する。

7 学校給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊き出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊き出しとの調整に留意するものとする。

8 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、6(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

本節の関係資料

資料編 6-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

第2節 学用品等の支給

教育部

1 支給の種別

学用品等の支給又はあつせんは、次により行うものとする。

- (1) 災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障ある児童、生徒に支給する。
- (2) 災害救助法適用災害時で、住家が(1)の被害に達しなかった場合のあつせん
災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童、生徒の世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、教科書等をあつせんする。
なお、この経費は本人負担とし、調達(1)と併せて調達するものとする。
- (3) 災害救助法が適用されない場合のあつせん
災害救助法の適用を受けなかったが、同一の災害で県内の他市町村に災害救助法が適用されたときに、教科書を災害で失ったものがあり、その必要があるときは(2)同じく一括あつせんするものとする。

2 調達、配給の実施者

- (1) 災害救助法が適用される場合に市が実施する事項は、次のとおりである。
 - ア 被災児童、生徒の調査
 - イ 被災教科書の調査報告
 - ウ 教科書の調達
 - エ 教科書等の配布
- (2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合
上記(1)に準ずるが、教科書のみについてあつせんするものとする。
- (3) 災害救助法が適用されない場合
市において実施する。
被災児童、生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会や学校関係者と連携し、脱落や、重複のないよう処置するものとする。

3 供給品の範囲(災害救助法適用の場合)

教科書、文房具、通学用品

4 供給品の費用の基準

- (1) 教科書
教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材の実費とする。
- (2) 文房具及び通学用品
群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)の定めるところによる。

5 支給期間

- (1) 教科書は災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) その他の学用品については、災害発生の日から15日以内とする。

本節の関係資料

資料編 18-1 災害救助基準

第3節 文化財の災害応急対策

産業経済部、教育部、文化財の所有者・管理者、県(地域創生部)

1 地震情報の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の所有者・管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と併せて文化財担当部局に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 17-1 桐生市文化財マップ
同 17-2 市内文化財一覧表

第4節 災害救助法の適用

共創企画部、県(総務部)

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市ごとに適用される。

- (1) 100世帯以上の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市の50世帯以上の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2(5)による救助の種類は、表内1のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課ほか)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

本節の関係資料

資料編 18-1 災害救助基準

第5節 動物愛護

共創企画部、市民生活部、県(健康福祉部、動物愛護センター)

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

- (1) 実施機関
県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。
- (2) 実施方法
動物救護本部は、次の事項を実施することとする。
 - ア 飼養されている動物に対する餌の配布
 - イ 負傷した動物の収容・治療・保管
 - ウ 放浪動物の収容・保管
 - エ 飼養困難な動物の一時保管
 - オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
 - キ 一時保護施設の設置・運営・管理
 - ク 動物に関する相談の実施等
- (3) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。
- (4) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

全ての部局、県

1 基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者及び高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定のための緊急措置が長期にわたる場合、市は、被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

4 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

5 被災に備えた復興事前準備

被災時は、災害情報の収集・伝達や救助・救援活動などの災害応急対策、その後の復興計画の策定から復興事業の完了に至るまで、平常時を大幅に上回る量の業務が生じる。このことから、市は、復興に関する基礎的データの収集・整理、体制や手順等について平常時から事前に整えておくなど、迅速かつ円滑な復興を図ることを目的に、被災に備えた復興事前準備について検討するものとする。

第2節 原状復旧

全ての部局、県、県警察、ライフライン事業者、鉄道事業者、その他の防災関係機関

1 被災施設の復旧等

- (1) 市、県及びその他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市、県及びその他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 市及び県は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 市は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 市及び県（河川課）は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市又は県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施
市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、NPO法人・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル等に基づき、社会福祉協議会及びNPO法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (2) リサイクルの励行
市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。
- (3) 環境への配慮
市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 平成29年9月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編	15-1	市内清掃施設一覧表
同	20-1	災害応援協定等一覧表

第3節 計画的復興の推進

全ての部局、県

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市及び県は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者及び高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (5) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の元に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側での種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

共創企画部、総務部、保健福祉部、都市整備部、
県(総務部、知事戦略部、生活子ども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部)、群馬労働局、社会福祉協議会

1 り災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書のもとになる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。
- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等の住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期的にわたる被災者支援を行うため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| 1 | 災害弔慰金 |
| 2 | 災害障害見舞金 |
| 3 | 災害援護資金 |
| 4 | 群馬県(小規模)災害見舞金 |
| 5 | 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度) |
| 6 | 生活福祉資金(災害援護資金) |

4 災害援護資金等の貸付け

市長は、災害救助法が適用された場合は、桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害により被害を受けた世帯主に対して、生活の立て直し資金として、被害の程度や種類に応じて災害援護資金貸付けを行う。同法の適用に至らない災害の場合は、被害を受けた低所得世帯に対して、貸付け等の必要な援助及び指導を行う。

5 税の徴収猶予及び減免等

市及び県(税務課)は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県(住宅政策課)は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

市及び県(住宅政策課)は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県(住宅政策課)は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

市及び県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 市民生活相談等の実施

(1) 市民生活相談の実施

市は、災害発生後必要に応じて、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者の生活相談等を行う市民相談所を開設する。また、計画停電など市民からの電話の問合せが殺到する場合は、コールセンターを設置し、一元的に対応するものとする。

(2) 在住外国人に対する生活相談の実施

市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮の上、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。

12 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

13 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|--------------|
| 資料編 | 19-1 | 災害弔慰金等の支給制度 |
| 同 | 19-2 | 住宅再建・取得の支援制度 |

第5節 被災中小企業等の復興の支援

総務部、産業経済部、県(産業経済部、農政部、環境森林部)

1 中小企業の被災状況の把握

市及び県(経営支援課)は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金(Cタイプ：災害復旧関連要件)
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- | |
|------------------|
| 1 助成措置 |
| 2 経営資金 |
| 3 事業資金 |
| 4 農漁業用施設資金 |
| 5 日本政策金融公庫による貸付け |

4 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 19-3 中小企業者に対する低利融資制度
- 同 19-4 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

全ての部局、公共施設の管理者

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症予防法
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- 9 下水道法
- 10 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- 11 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

共創企画部、総務部、産業経済部、県

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、関係各省庁に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県及び保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂れき、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又はいつ流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)
開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行う湛水(たんすい)排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
土地改良区等の行う湛水(たんすい)排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
 - ウ 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子父子寡婦福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

- オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1か所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

総務部、県(総務部)、関東財務局

1 復旧資金の確保

市及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- 1 普通交付税の繰上交付の要請
- 2 特別交付税の交付の要請
- 3 一時借入れ
- 4 起債の前借り

2 関東財務局への協力要請

市及び県は、復旧資金の確保について必要があるときは、関東財務局(前橋財務事務所)へ協力を要請するものとする。

- 1 災害つなぎ資金の融資(短期)
- 2 災害復旧事業資金の融資(長期)
- 3 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

